

泉大津市
第3次男女共同参画推進計画
～にんじんプラン～
【素案】

平成27年11月

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 男女共同参画をめぐる国・府・市の動向	2
1) 国の動向	2
2) 大阪府の動向	3
3) 泉大津市の動向	3
3. 計画の位置づけ	4
4. 計画期間	4
5. 計画策定の体制	5
第2章 男女共同参画の現状と課題	6
1. 本市の現状	6
1) 人口の状況	6
2) 世帯の状況	7
3) ひとり親世帯の状況	7
4) 女性の就業状況	8
2. 男女共同参画の課題	9
課題1 男女共同参画に関する意識について	9
課題2 仕事と家庭生活などについて	13
課題3 意思決定の場への女性の参画について	20
課題4 DVやセクシュアル・ハラスメントなどについて	23
課題5 だれもが安全・安心に暮らせる社会について	28
第3章 計画の基本的な考え方	29
1. 計画の基本理念	29
2. 計画の基本方向	29
3. 計画の施策体系	30
4. 計画の重点項目の設定	32
第4章 施策の内容	33
基本方向1 男女共同参画社会実現のための意識づくり	33
1) 男女共同参画に関する理解の促進	34
2) 学校等における男女共同参画の推進	35
3) 男女共同参画に関する男性の理解の促進	35
基本方向2 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	36
1) 雇用の場における男女共同参画の推進	37
2) 女性の就業機会の拡大	38
3) 仕事と生活の調和	38
4) 多様な働き方を可能にするための支援	39
基本方向3 意思決定の場における男女共同参画の推進	40
1) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進	41

基本方向4 あらゆる暴力の根絶	42
1) DV 防止対策の推進.....	43
2) セクシュアル・ハラスメント対策の推進.....	44
基本方向5 安全・安心な暮らしの基盤づくり.....	45
1) 生涯にわたる心とからだの健康保持.....	45
2) 安心して子どもを育てることができるまちづくりの推進.....	46
3) 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援.....	47
4) 高齢者・障がい者等が安心して暮らせるまちづくりの推進.....	47
5) 地域における男女共同参画の推進.....	48
6) 防災・災害対策における男女共同参画の推進.....	48
第5章 計画の推進	49
1. 計画を効果的に推進するための基盤整備.....	49
1) 庁内推進体制と市民との協働体制の整備.....	49
2) 拠点施設の整備・充実.....	49
2. 進行管理.....	50
資料編	51

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

現在、少子高齢化の急速な進展により、急激な人口減少が続くことが見込まれています。また、非正規労働者の増大をはじめとする雇用の不安定化や社会保障の持続可能性など、さまざまな課題が生じている中で、女性の活躍がこれまで以上に期待されています。

しかし、共働き世帯が年々増加しているなど、社会における活動や個人の生き方は多様化している中で、依然として残る「夫は仕事、妻は家庭」という固定的な性別役割分担意識等のもとでは、事実上女性が多くを担う子育て・家事・介護・地域活動等の負担が重くなっていくことも予想されます。また、男性が置かれている長時間労働という労働環境では、子育て・家事・介護等への男性の主体的な参画は困難な状況です。

一方、晩婚化・未婚化や高齢者人口の増加による単身世帯、離婚によるひとり親世帯が増加しており、特に女性については、出産・育児等による就業の中断や非正規雇用が多いことなどから、貧困等生活上の困難に陥りやすい状況にあります。

さらに、配偶者等からの暴力、ストーカー行為等の女性に対する暴力は深刻な社会問題となっているとともに、近年のソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）など、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性に対する暴力が多様化しています。

本市においても、平成18年に策定した「第2次泉大津市男女共同参画推進計画（にんじんプラン）」に基づき、様々な施策を推進してきたところですが、私たちを取り巻く社会情勢が大きく変化する中で、新たな課題に的確に対応していくことが求められます。

こうした背景を踏まえ、本市では、これまでの取り組みの成果を継承しつつ、さらに新たな課題に対応するため、「第3次泉大津市男女共同参画推進計画（にんじんプラン）」を策定します。また、本計画の一部に、本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を盛り込むとともに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画も盛り込むことで、必要な施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

2. 男女共同参画をめぐる国・府・市の動向

1) 国の動向

男女共同参画社会の実現に向けて、国は、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、同基本法に基づいて平成 12 年に「男女共同参画基本計画」、平成 17 年に「男女共同参画基本計画（第2次）」、平成 22 年に「第3次男女共同参画基本計画」（以下、「第3次計画」という。）を策定しました。第3次計画では、「女性の活躍による経済社会の活性化」「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」「女性に対するあらゆる暴力の根絶」等の視点を強調し、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）をはじめとする様々な取り組みが進められてきました。

そして、平成 27 年に新たな計画である「第4次男女共同参画基本計画」（以下、「第4次計画」という。）が策定されました。この第4次計画では、めざすべき社会として「①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会」「②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」「③男性中心型労働慣行等の変革などを通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」「④男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会」の4つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法がめざす男女共同参画社会の形成の促進を図ることとなっています。【P：第4次計画が策定された場合】

また、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）が制定されて以降、平成16年、平成19年に一部改正され、市においても配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下、「DV防止基本計画」という。）の策定が努力義務として位置づけられました。さらに平成25年の改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象とされ、法律名も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。

また、平成27年には、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）が成立しました。この法律では、市に対し、市の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下、「推進計画」という。）の策定が努力義務として位置づけられるとともに、市及び民間事業主に対し、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定が義務付けられています。

2) 大阪府の動向

大阪府では、男女共同参画社会基本法に基づき、平成 13 年に「おおさか男女共同参画プラン（大阪府男女共同参画計画）」が策定され、その後平成 18 年に見直しを行い、「改訂おおさか男女共同参画プラン」が策定されました。さらに平成 23 年には、社会状況の変化やこれまでに実施してきた施策に基づき、「おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）」を策定し、市町村・NPO・大学・企業・経済団体等と連携・協働し、大阪全体で男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが進められています。

また、平成 14 年には、府民や事業者と共に男女共同参画社会の実現をめざす指針となる「大阪府男女共同参画推進条例」が制定されました。

平成 17 年には、DV防止法に基づく「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定され、平成 21 年に改訂されました。さらに平成 24 年に「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2012-2016）」が策定され、配偶者からの暴力を防止し、暴力の被害者が適切に保護や支援を受け、自立して安心して暮らすことのできる社会をめざし各種の施策が推進されています。

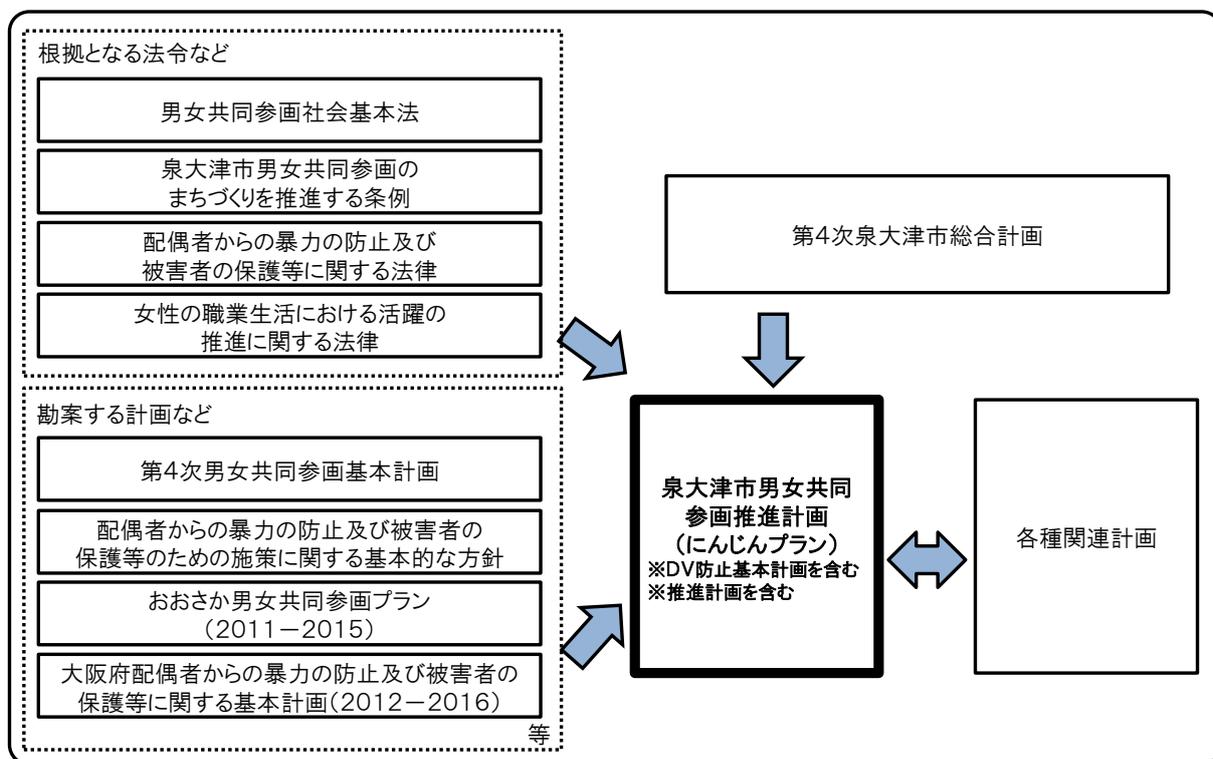
3) 泉大津市の動向

本市では、平成 7 年に「にんじんプラン（泉大津市女性行動計画）」、平成 18 年に「第 2 次泉大津市男女共同参画推進計画（にんじんプラン）」を策定しました。その後、平成 23 年には計画の中間見直しを行い、男女共同参画に関する各種の施策の推進に努めてきました。

また、平成 20 年に「泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例」を施行しました。この条例に基づき、男女共同参画の推進に関する重要事項等を調査審議する機関として「泉大津市男女共同参画審議会」を設置するとともに、平成 21 年 1 月には、男女共同参画推進の拠点施設として「いずみおおつ男女共同参画交流サロン」（にんじんサロン）をリニューアルオープンし、男女共同参画に関する様々な事業を展開するなど、男女共同参画のまちづくりに積極的に取り組んでいます。

3. 計画の位置づけ

- 1) 本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例第11条に基づく、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画です。
- 2) 本計画は、DV防止法第2条の3第3項に基づく、本市におけるDV防止基本計画を含みます。
- 3) 本計画は、女性活躍推進法第6条に基づく、本市における推進計画を含みます。
- 4) 本計画は、「第4次泉大津市総合計画」を上位計画と位置づけるとともに、その他各種関連計画との整合性を図ります。
- 5) 本計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」及び大阪府の「おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）」「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2012-2016）」などを踏まえて策定します。



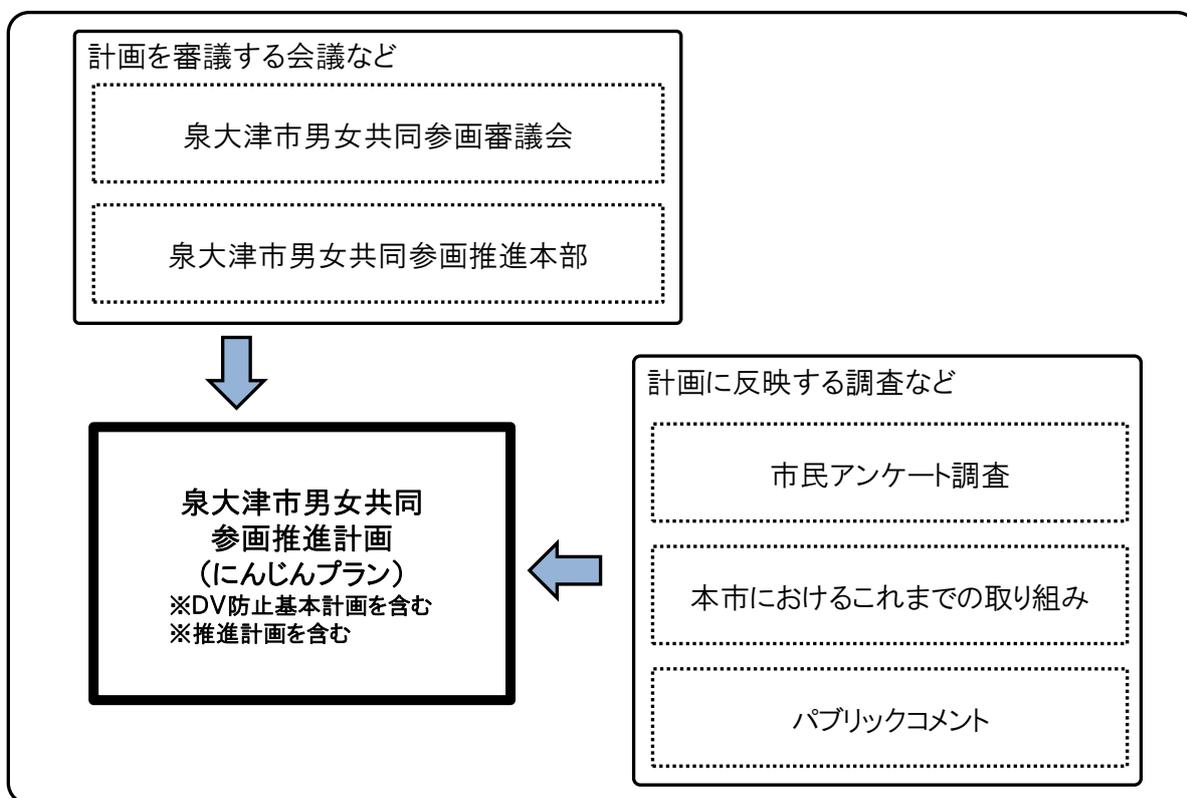
4. 計画期間

本計画の期間は、平成28年度を初年度とし、平成37年度までの10年間とします。
ただし、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

5. 計画策定の体制

計画の策定にあたっては、学識経験者や公募に応じた者等から構成される「泉大津市男女共同参画審議会」において審議を重ねるとともに、市長を本部長とする「泉大津市男女共同参画推進本部」でも検討を行います。

また、市民アンケートを実施し、市民の男女共同参画に関する意識等を調査するとともに、本市におけるこれまでの取り組みの評価・分析を行い、その反映に努めます。さらに、広く市民の意見を聞くため、パブリックコメントを実施します。



第2章 男女共同参画の現状と課題

1. 本市の現状

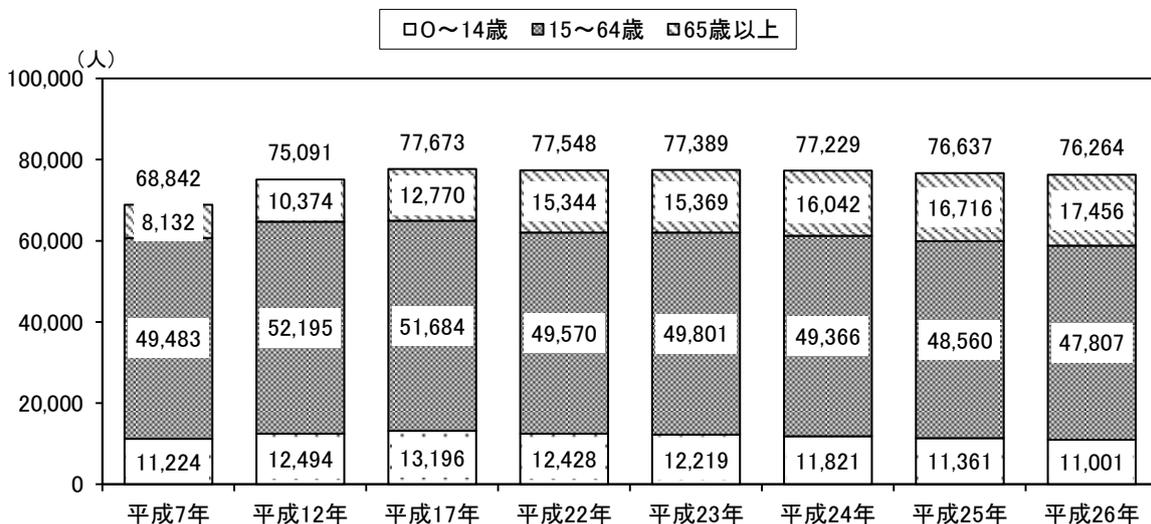
1) 人口の状況

国勢調査（平成23年以降は住民基本台帳）によると、総人口は、平成17年の77,673人をピークに年々減少して推移し、平成26年では76,264人となっています。

年齢3区分別にみると、0～14歳では平成17年、15～64歳では平成12年をピークに、それぞれ減少傾向にあり、平成26年では、0～14歳が11,001人、15～64歳が47,807人となっています。一方、65歳以上は増加傾向にあり、平成26年で17,456人となっています。

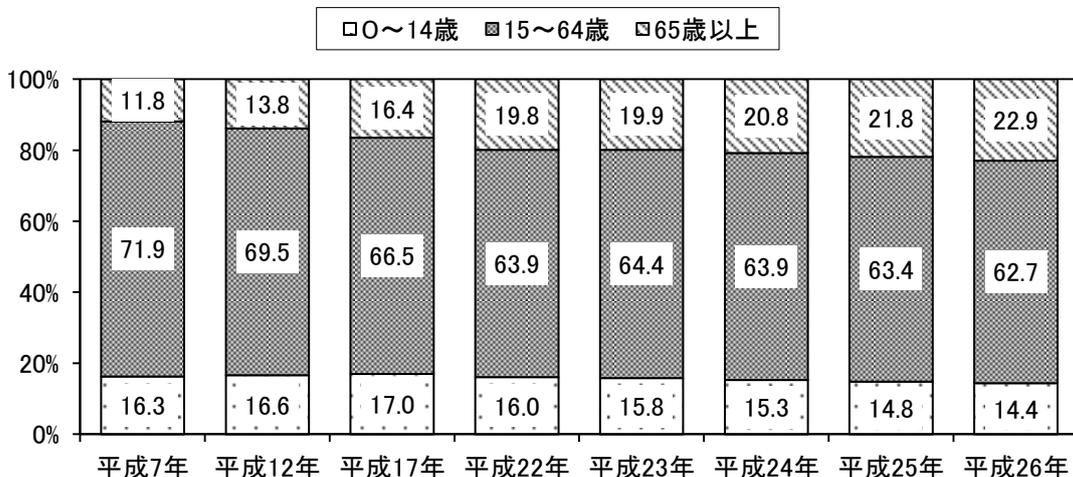
以上のことから、本市において少子高齢化が進行していることがうかがえます。

年齢3区分別人口の推移



資料：平成22年までは国勢調査（各年10月1日）
平成23年以降は住民基本台帳（外国人を含む）（各年10月1日）

年齢3区分別人口の構成比

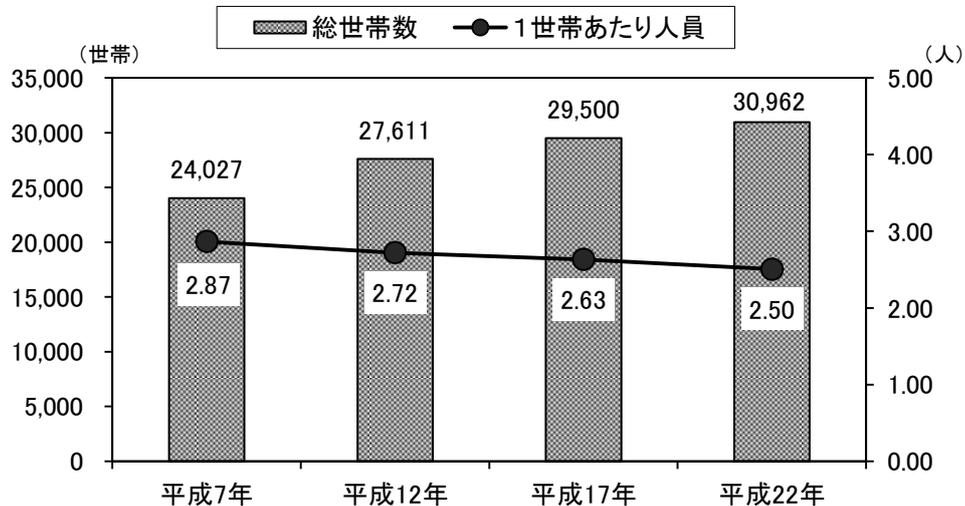


資料：平成22年までは国勢調査（各年10月1日）
平成23年以降は住民基本台帳（外国人を含む）（各年10月1日）

2) 世帯の状況

国勢調査によると、総世帯数は年々増加しており、平成 22 年で 30,962 世帯となっていますが、1 世帯あたり人員は減少していることから、核家族や単身世帯が増加していると考えられます。

総世帯数と 1 世帯あたり人員の推移

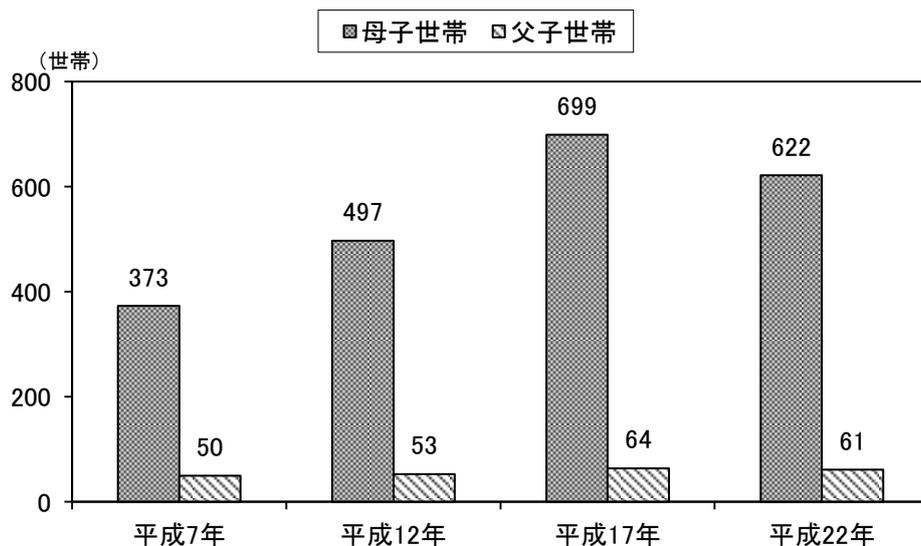


資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

3) ひとり親世帯の状況

国勢調査によると、ひとり親世帯のうち、母子世帯では平成 17 年まで年々増加しており、平成 22 年では若干減少しているものの、600 世帯台となっています。一方、父子世帯ではあまり変化はなく、平成 22 年で 61 世帯となっています。

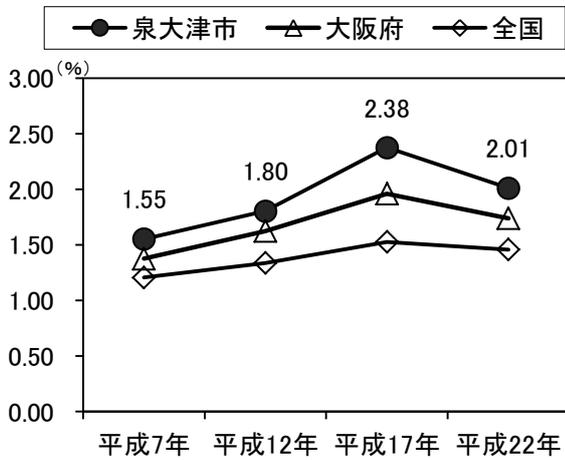
ひとり親世帯の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

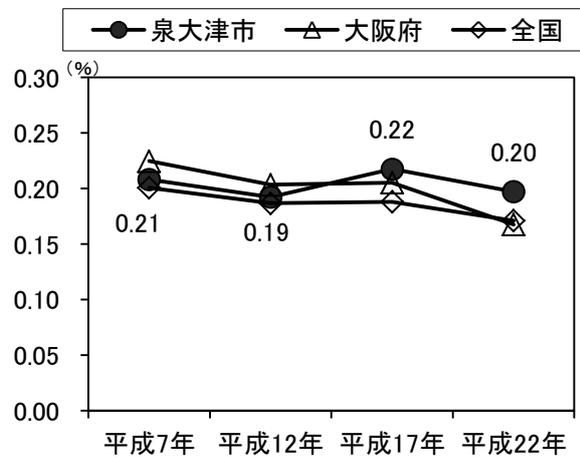
母子世帯及び父子世帯の割合の推移をみると、母子世帯ではすべての年において大阪府、全国を上回って推移しています。また、父子世帯では、平成17年以降、大阪府、全国を上回って推移しています。

母子世帯の割合の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）

父子世帯の割合の推移

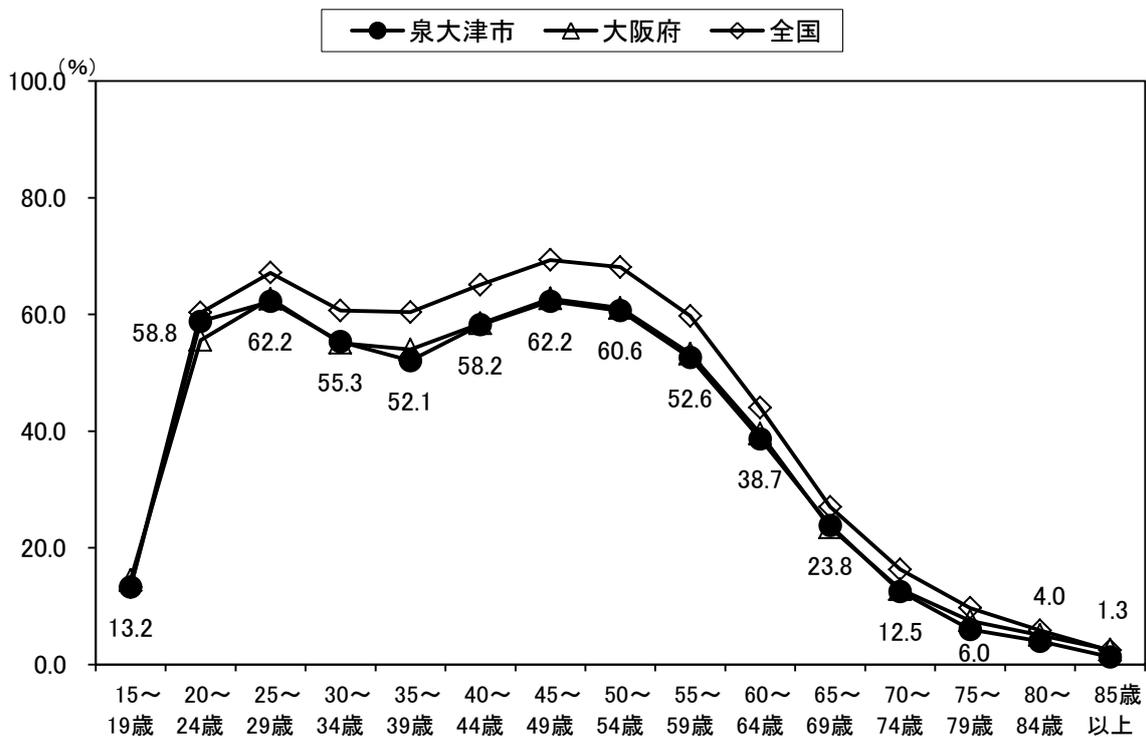


資料：国勢調査（各年10月1日）

4) 女性の就業状況

国勢調査によると、年齢別の女性の就業率は、25～29歳と45～49歳で比較的高く、その間の30～39歳で低下し、その後再び上昇する「M字カーブ」が見られます。また、大阪府、全国と比べて、全体的に低く推移しています。

年齢別女性の就業率



資料：国勢調査（平成22年10月1日）

2. 男女共同参画の課題

課題 1 男女共同参画に関する意識について

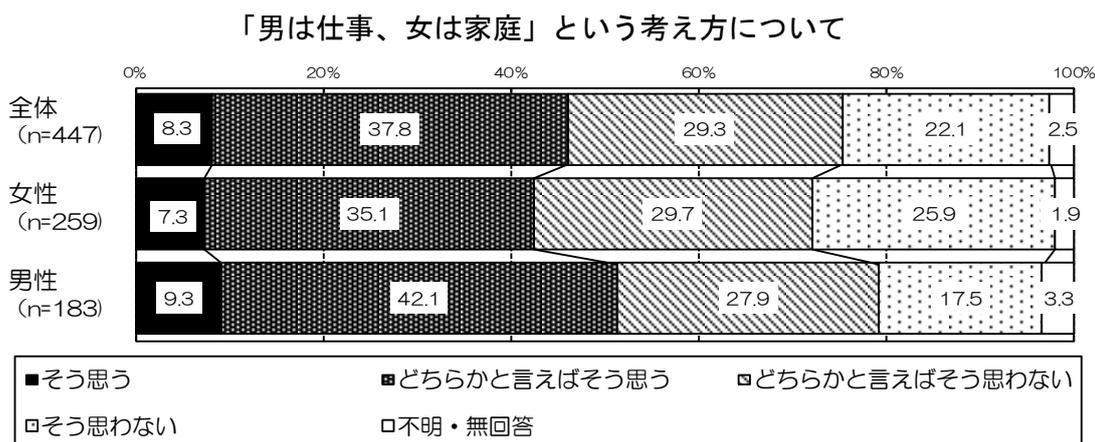
日本では、依然として「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識、性差に対する偏見や様々な社会制度・慣行が残っており、女性の活躍を阻害する要因の一つと言えます。

アンケート調査で「男は仕事、女は家庭」という考え方について尋ねたところ、『そう思う』（「そう思う」と「どちらかと言えばそう思う」の合計）と回答した人の割合は女性が42.4%である一方、男性は51.4%と、約10ポイントも高くなっています。また、大阪府や全国と比べても、『そう思う』と回答した人の割合は、女性は同程度であるにも関わらず、男性は高い状況にあり、本市において特に男性に固定的な性別役割分担意識が強いことがわかります。

また、社会の慣習やしきたりにおける平等感について尋ねたところ、『男性が優遇されている』（「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）と回答した人の割合は全体で75.6%と、平成16年調査と比べると低くなっているものの、いまだ多くの人が男女間の不公平感を感じています。

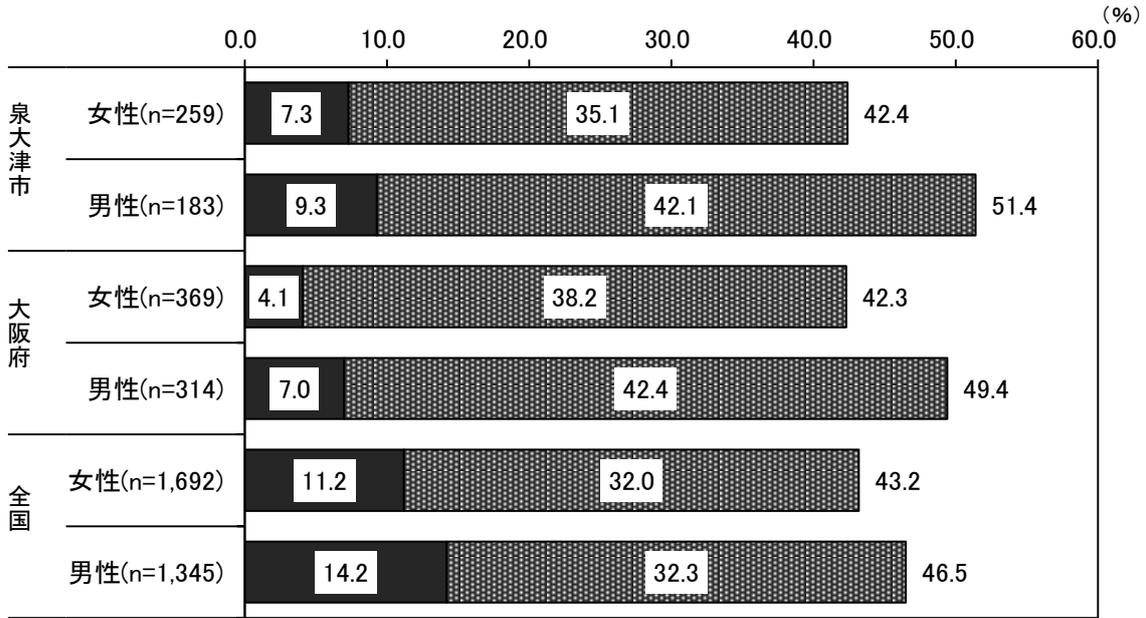
一方、学校教育における平等感については、『平等である』と回答した人の割合は全体で7割を超えており、5～6割台の大阪府や全国と比べて高い状況です。しかしながら、子どもたちがどのように育ったらいいと思うかについて尋ねると、女の子には『やさしく思いやりのある人に』、男の子には『経済的自立ができる人に』と回答した人の割合がそれぞれ最も高く、子育てに対して、性別にとらわれた考え方がみられています。

男女共同参画社会の実現に向けて、固定的な性別役割分担意識、性差に対する偏見などを解消するための取り組みを推進していくとともに、学校教育などにおいても、子どもたちに対して男女平等教育を行い、男女共同参画の意識づくりを進めていくことが必要です。



資料：「泉大津市男女共同参画に関するアンケート調査」（平成27年実施）

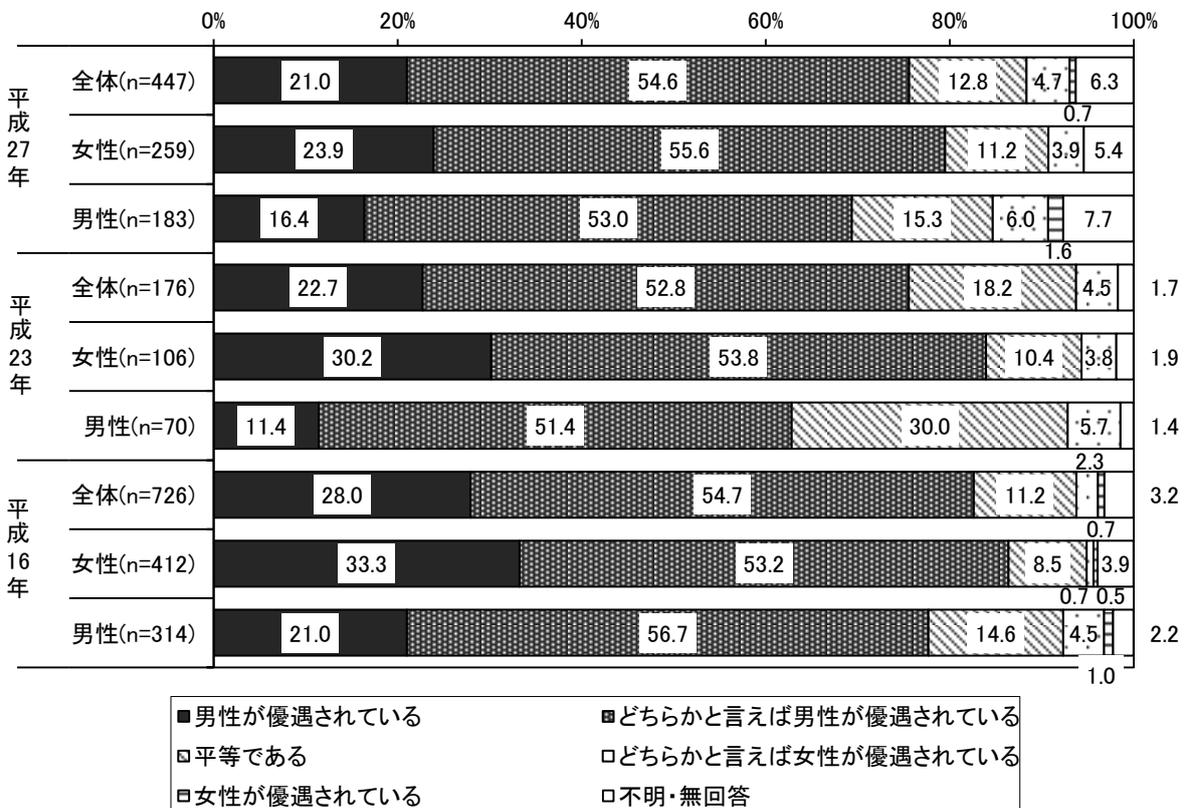
「男は仕事、女は家庭」と思う人の割合【泉大津市・大阪府・全国との比較】



■ と思う ▣ どちらかといえばと思う

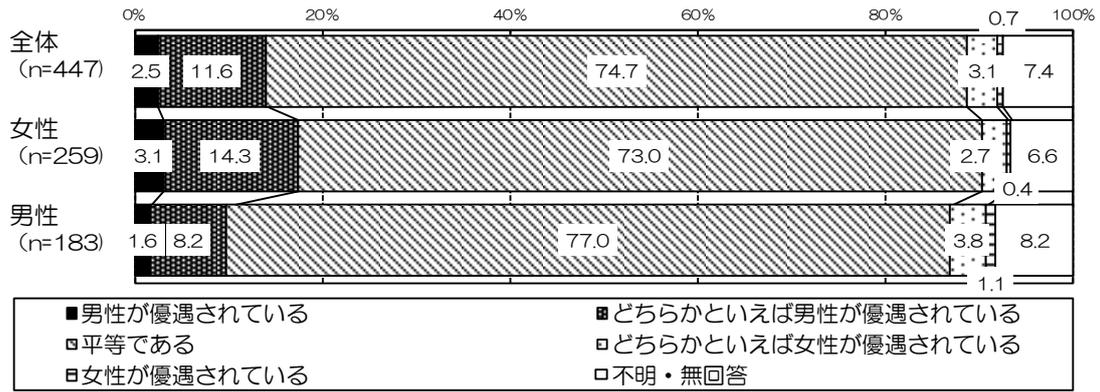
(注) 全国は「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計値
 資料：泉大津市「泉大津市男女共同参画に関するアンケート調査」(平成27年実施)
 大阪府「男女共同参画社会に関する府民意識調査」(平成26年実施)
 内閣府「女性の活躍推進に関する世論調査」(平成26年実施)

社会の慣習やしきたりにおける平等感



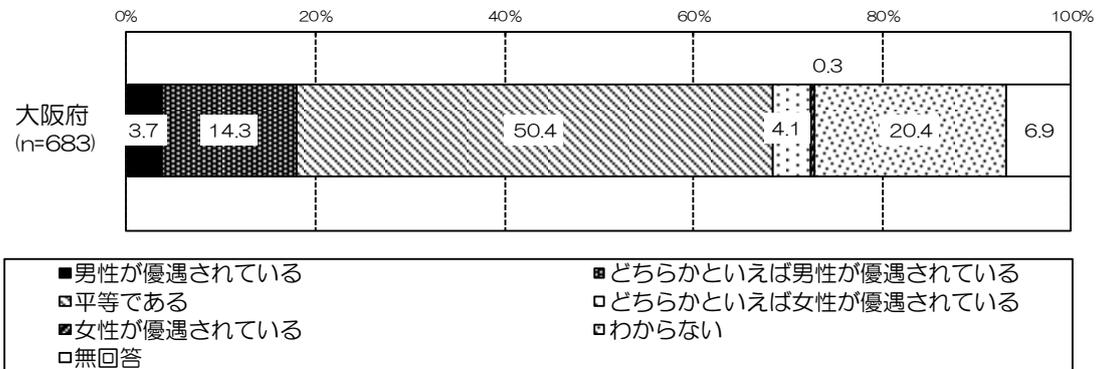
資料：「泉大津市男女共同参画に関するアンケート調査」(平成16年・平成23年・平成27年実施)

学校教育における平等感



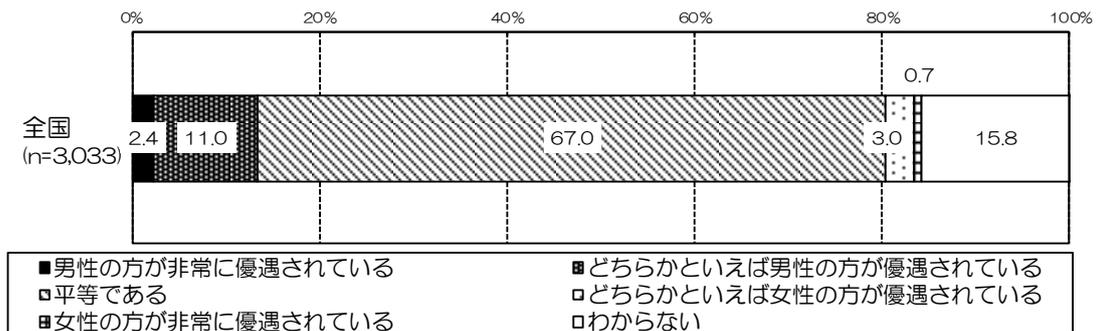
資料：「泉大津市男女共同参画に関するアンケート調査」（平成 27 年実施）

学校教育における平等感【大阪府】



資料：大阪府「男女共同参画社会に関する府民意識調査」（平成 26 年実施）

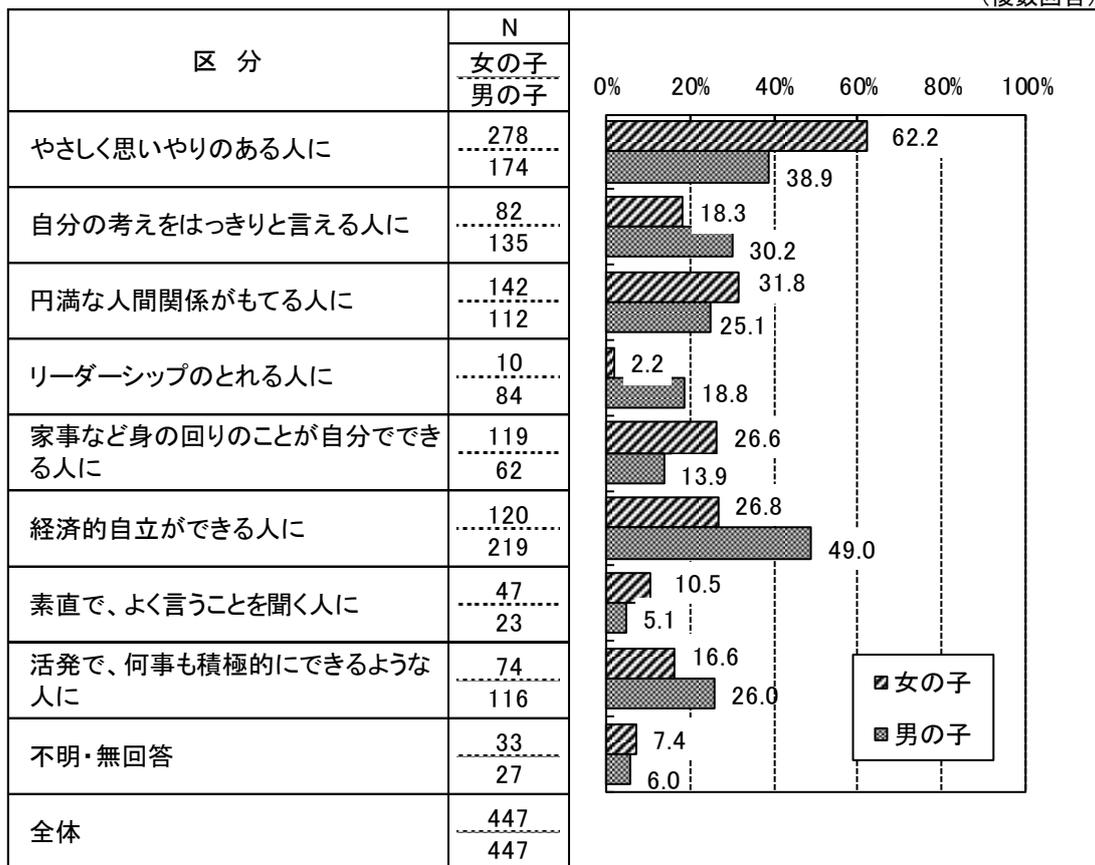
学校教育における平等感【全国】



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成 24 年実施）

子どもたちがどのように育ったらいいと思うかについて

(複数回答)



資料：「泉大津市男女共同参画に関するアンケート調査」（平成 27 年実施）

課題2 仕事と家庭生活などについて

アンケート調査で、雇用の機会や職業の選択における平等感について、『男性が優遇されている』（「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）と回答した人の割合は全体で69.1%、賃金や待遇における平等感について、『男性が優遇されている』と回答した人の割合は全体で77.4%と、平成16年調査以降徐々に低くなっているものの、いまだ雇用の場において男女差があることがうかがえます。

また、男女がともに、仕事と子育て、介護、地域活動を両立させるために必要なことについて尋ねたところ、女性では『家族が理解し、協力する』、男性では『育児休業や介護休業、地域活動のための休暇などがとりやすい職場環境をつくる』と回答した人が最も多くなっています。

一方、家庭生活における平等感をみると、『男性が優遇されている』と回答した人の割合は、女性が63.3%と、男性の38.3%と比べて高く、両者で大きな差が見られます。また、大阪府や全国と比べても、女性の『男性が優遇されている』と回答した人の割合は高い状況であり、本市において家庭生活における男女間の不平等を感じている女性が多いことがうかがえます。

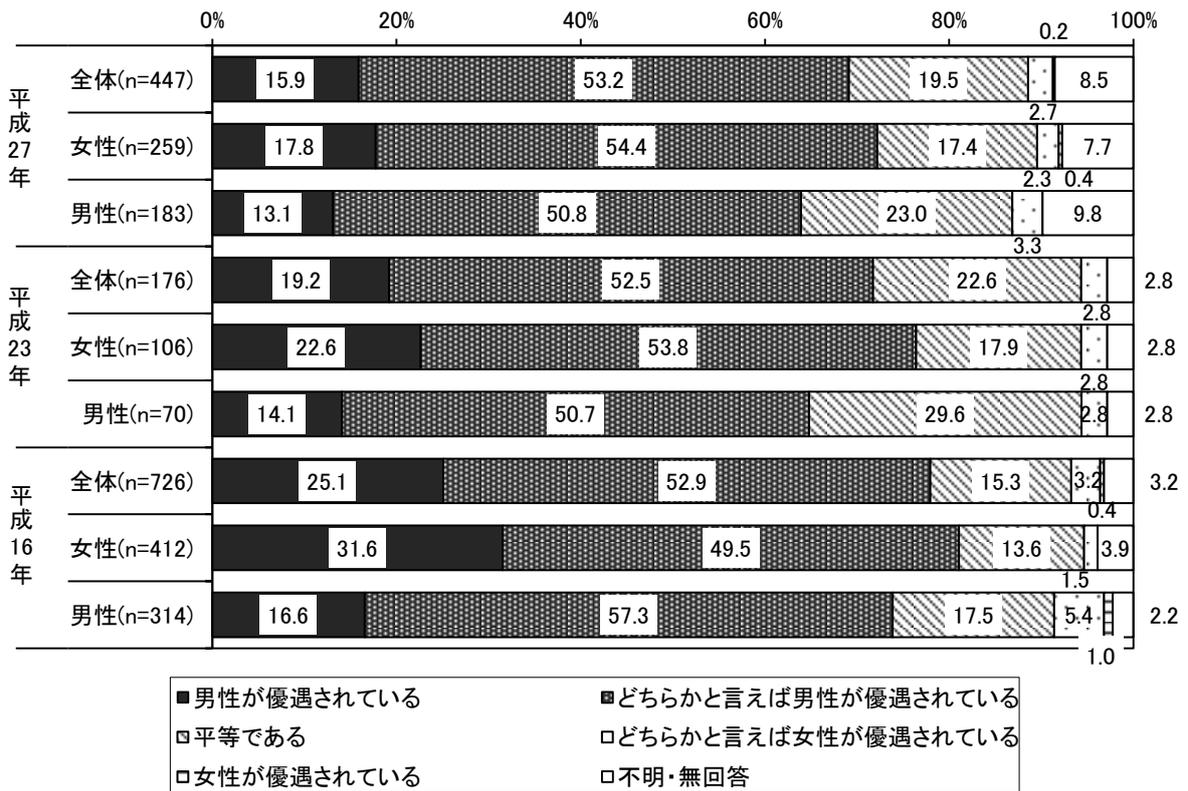
また、職場での育児・介護休暇など休暇取得のしやすさにおける男女差を尋ねたところ、『女性の方が優遇されている』と回答した人の割合は全体で30%を超えている一方、『男性の方が優遇されている』は5%に満たない状況になっています。実際、次世代育成支援を進めるためのアンケート調査（平成25年実施）において、『育児休業を取った、あるいは、今取っている』と回答した就学前児童の父親は5%に満たず、男性の育児休業取得の状況が低いことがわかります。

職場環境は、女性が出産・子育て・介護などの理由で、仕事を辞めずに働き続けるために重要な要素です。女性が、そのような理由で、仕事を辞めずに働き続けるために必要なことについて尋ねたところ、『妊娠・出産・子育て・介護に理解のある職場環境』と回答した人の割合が全体で最も高く、『配偶者などの家族の理解や家事、育児などへの参加』がつづいています。

また、本市の女性の就業率は、出産・子育て期にあたる年代で一旦低下し、子育てが落ち着いた時期に再び上昇するという、「M字カーブ」を描いていますが、M字の谷の部分大阪府や全国と比べて深くなっており、出産・子育てによる離職が多く見られます。一方、次世代育成支援を進めるためのアンケート調査（平成25年実施）において、現在、就労していない就学前児童の母親の就労意向を尋ねると、約75%の人が就労したいという意向を持っていることがわかります。

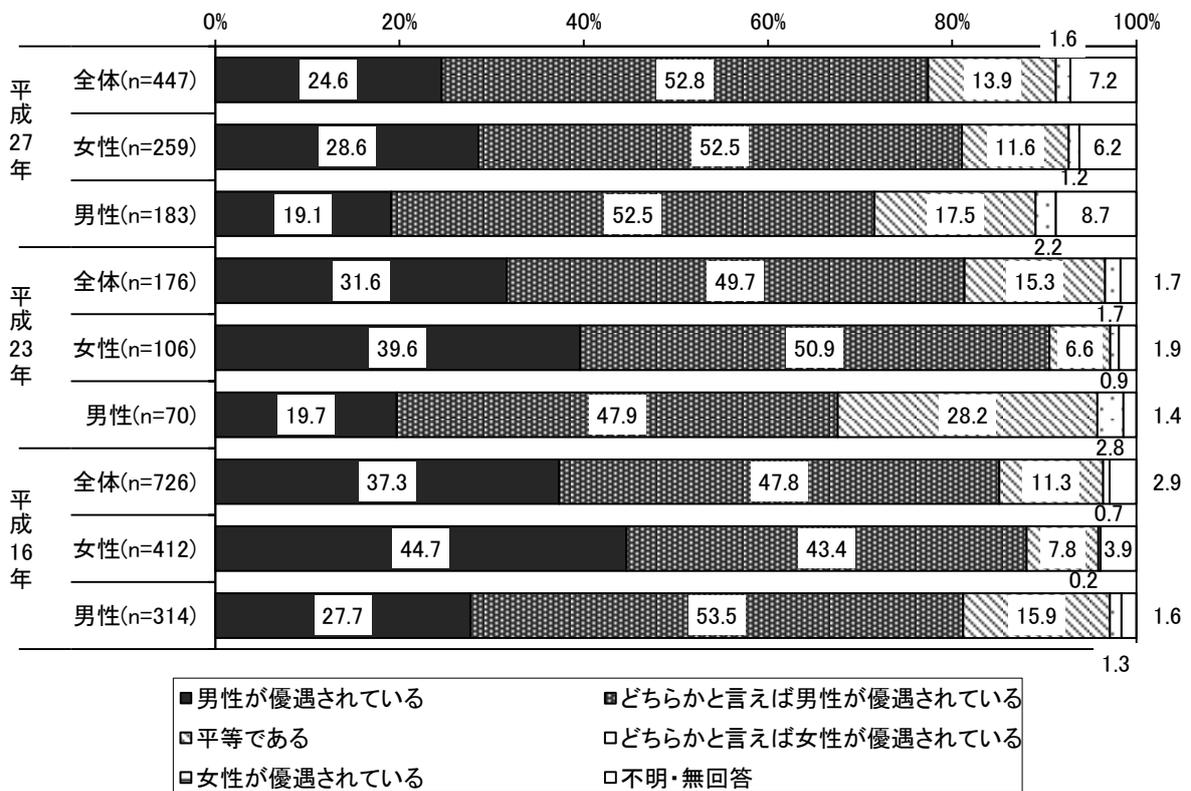
雇用の場における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するとともに、仕事と生活の調和の実現、男性の家事・子育て等への参画の促進、多様で柔軟な働き方に対する支援などの取り組みを進めていくことが必要です。

雇用の機会や職業の選択における平等感



資料：「泉大津市男女共同参画に関するアンケート調査」（平成16年・平成23年・平成27年実施）

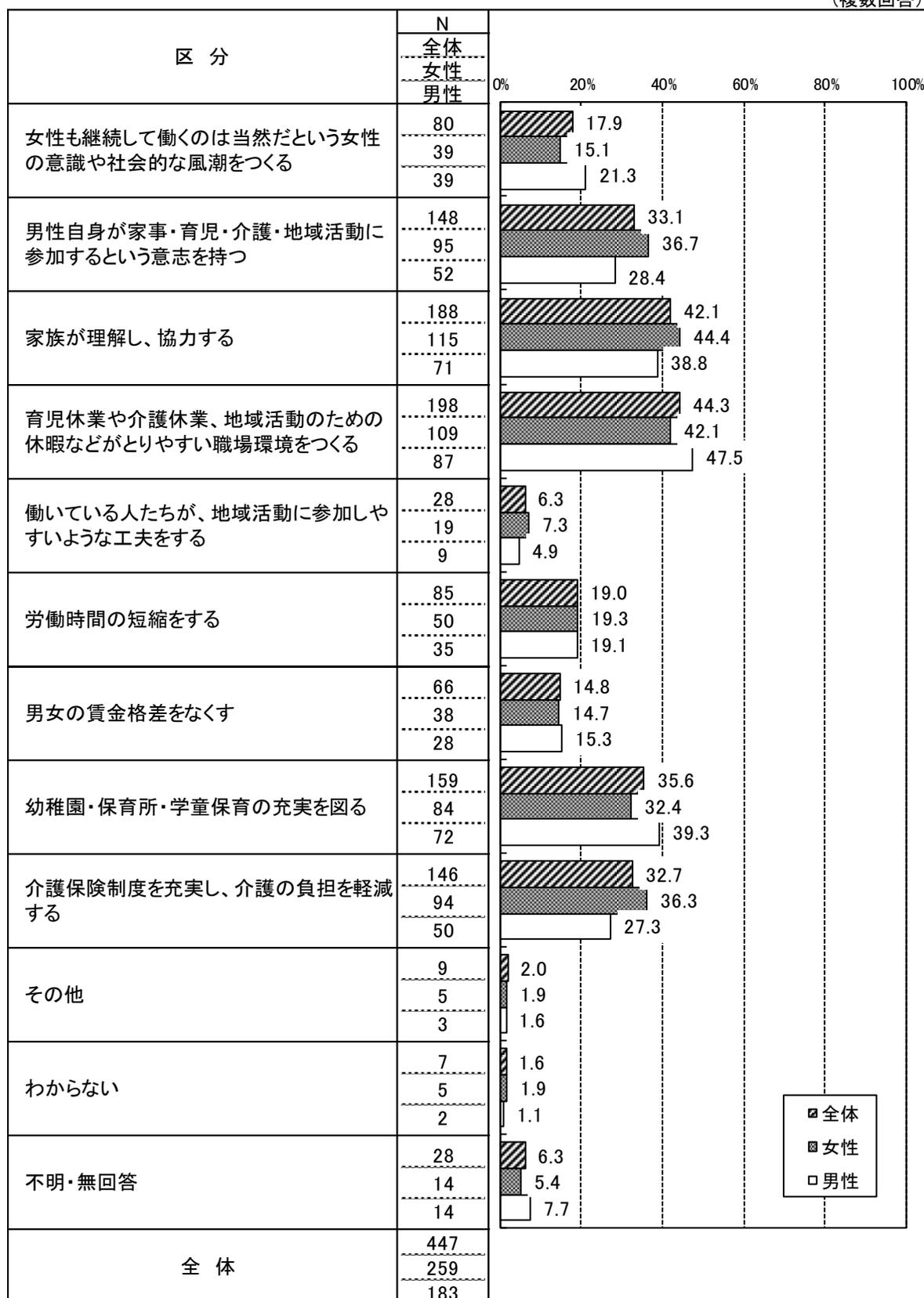
賃金や待遇における平等感



資料：「泉大津市男女共同参画に関するアンケート調査」（平成16年・平成23年・平成27年実施）

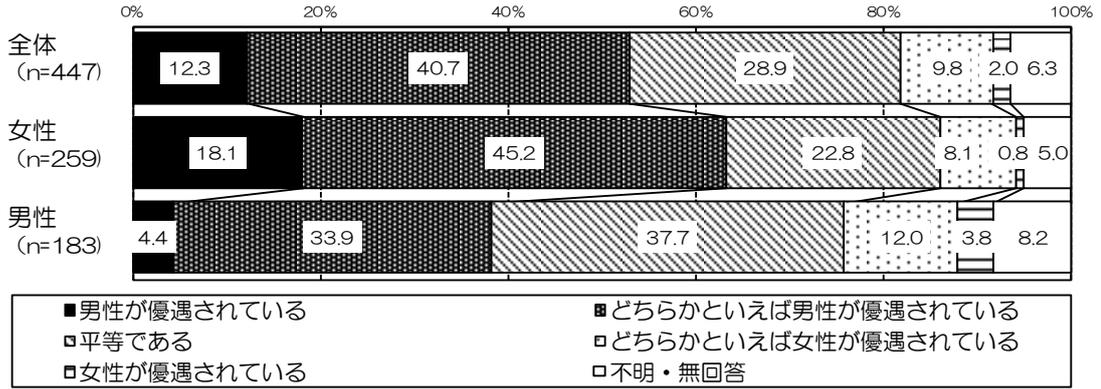
男女がともに、仕事と子育て、介護、地域活動を両立させるために必要なこと

(複数回答)



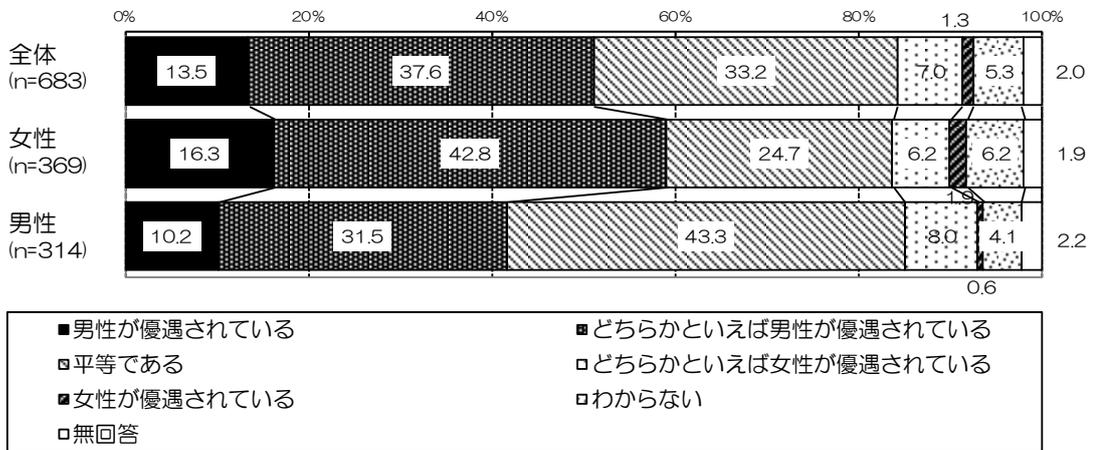
資料：「泉大津市男女共同参画に関するアンケート調査」（平成 27 年実施）

家庭生活における平等感



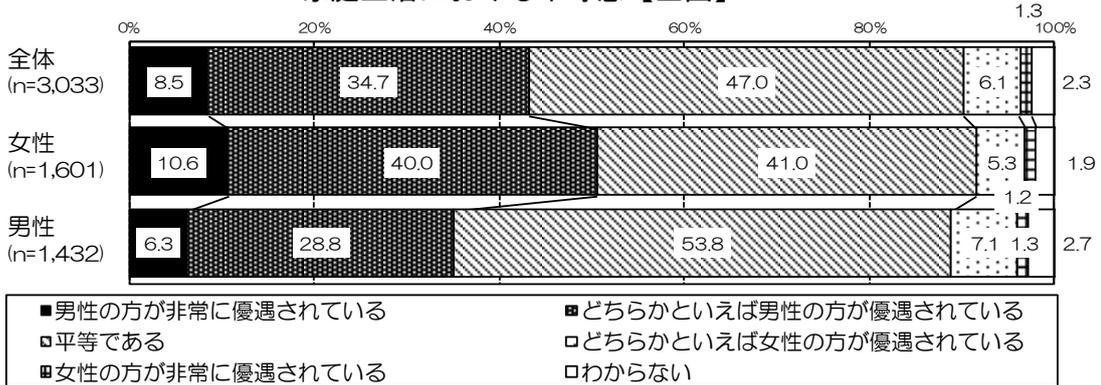
資料：「泉大津市男女共同参画に関するアンケート調査」（平成 27 年実施）

家庭生活における平等感【大阪府】



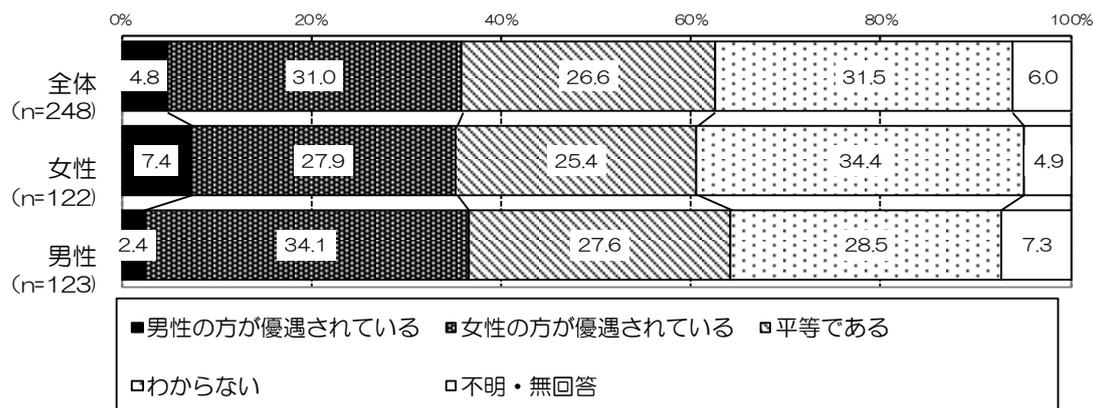
資料：大阪府「男女共同参画社会に関する府民意識調査」（平成 26 年実施）

家庭生活における平等感【全国】



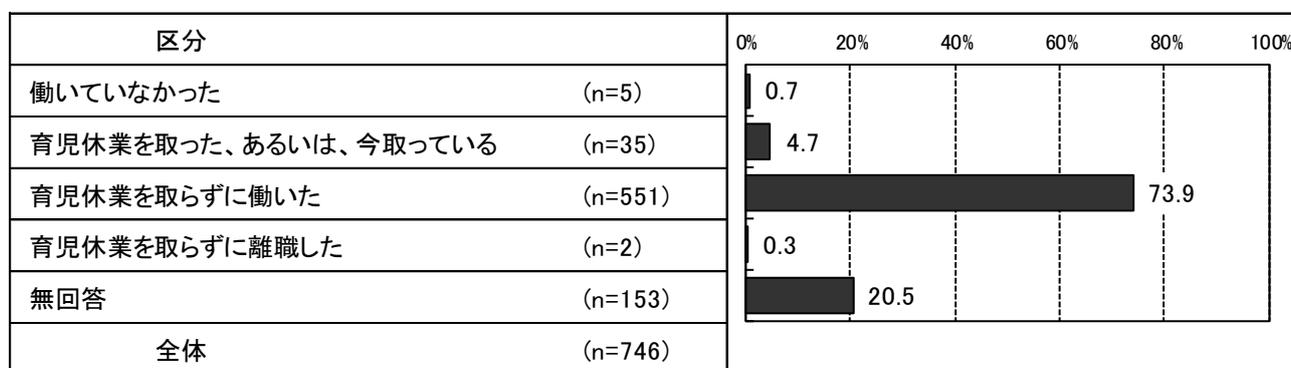
資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成 24 年実施）

職場での育児・介護休暇など休暇取得のしやすさにおける男女差



資料：「泉大津市男女共同参画に関するアンケート調査」（平成 27 年実施）

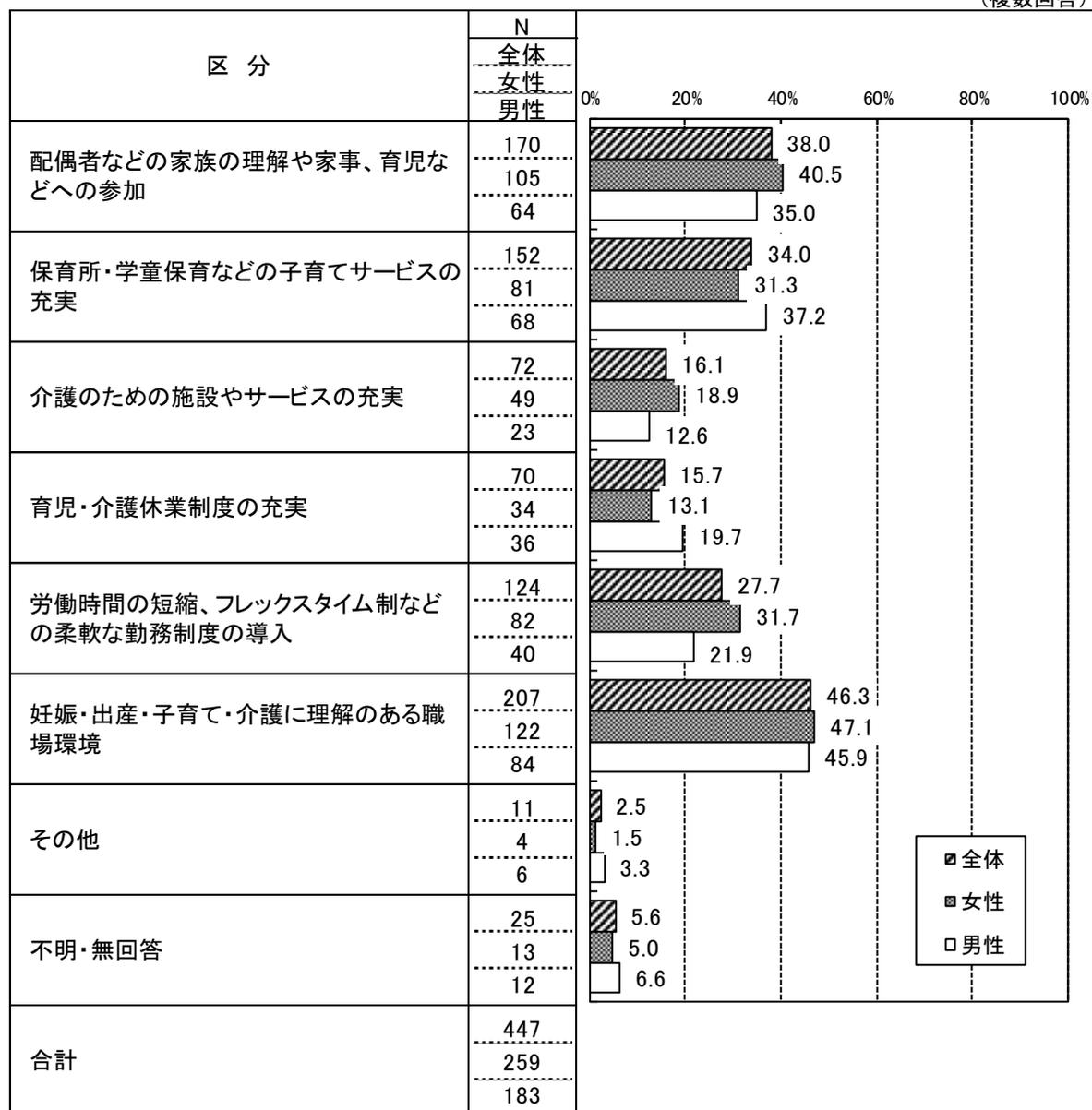
就学前児童の父親の育児休業取得状況



資料：泉大津市「次世代育成支援を進めるためのアンケート調査」（平成 25 年実施）

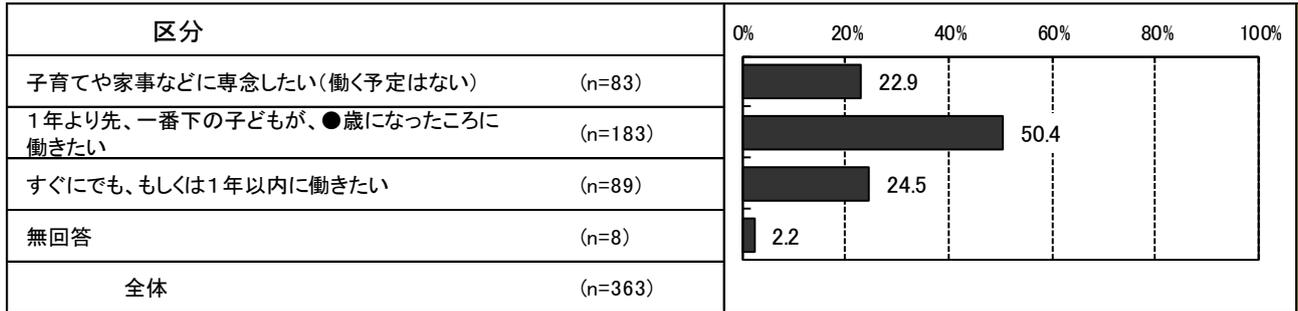
女性が、出産・子育て・介護などの理由で、仕事を辞めずに働き続けるために必要なこと

(複数回答)



資料：「泉大津市男女共同参画に関するアンケート調査」（平成 27 年実施）

就労していない就学前児童の母親の就労意向



※「●歳」には、「1歳」から「6歳以上」までのそれぞれの年齢が入ります。

資料：泉大津市「次世代育成支援を進めるためのアンケート調査」（平成25年実施）

課題3 意思決定の場への女性の参画について

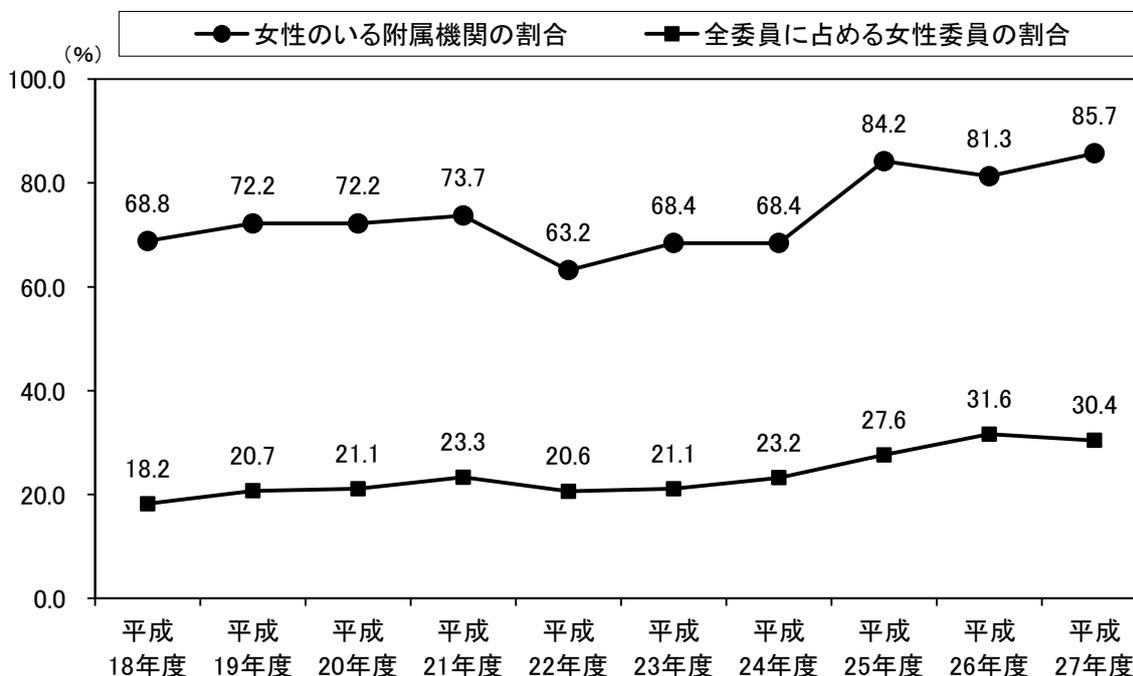
平成27年現在、本市で設置している審議会等における女性委員の割合をみると、全体で30.4%であり、「第2次泉大津市男女共同参画推進計画（にんじんプラン）」の目標値である30%を達成しています。一方、女性委員が一人もない審議会等の解消も目標としていましたが、21機関中3機関について、いまだ女性委員が一人もない状況となっています。

また、本市の職員役職別の女性職員の割合をみると、全体の職員の男女比率は同程度であるにもかかわらず、課長級、部長級と役職が上がるにつれて低くなっていく傾向となっています。小・中学校における校長等についても同様で、全体の教諭等の女性の割合は小学校で約7割、中学校で約5割を推移しているにもかかわらず、校長等の割合は小学校で1～2割台を推移しており、中学校では一人もない状況が続いています。

さらに、アンケート調査で、職場での管理職への登用における男女差を尋ねたところ、『男性が優遇されている』（「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）と回答した人の割合が全体で4割を超えており、多くの人が管理職への登用における男女差を感じていることがわかります。

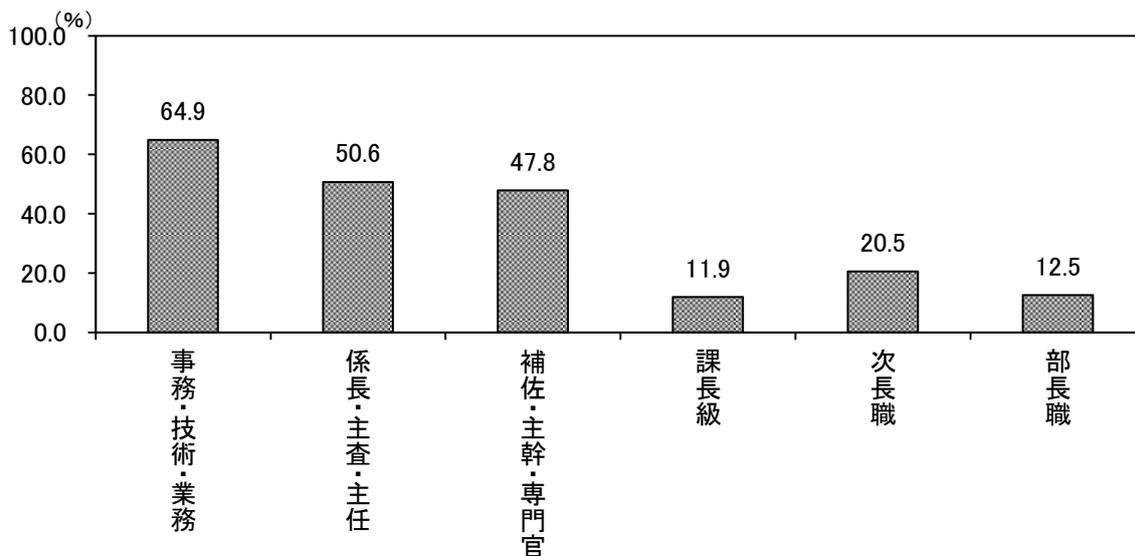
今後も引き続き、審議会等への女性の参画を推進していくとともに、管理職等への女性の登用を促進するための取り組みを進めるなど、意思決定の場における男女共同参画を推進していく必要があります。

審議会等における女性の参画状況の推移



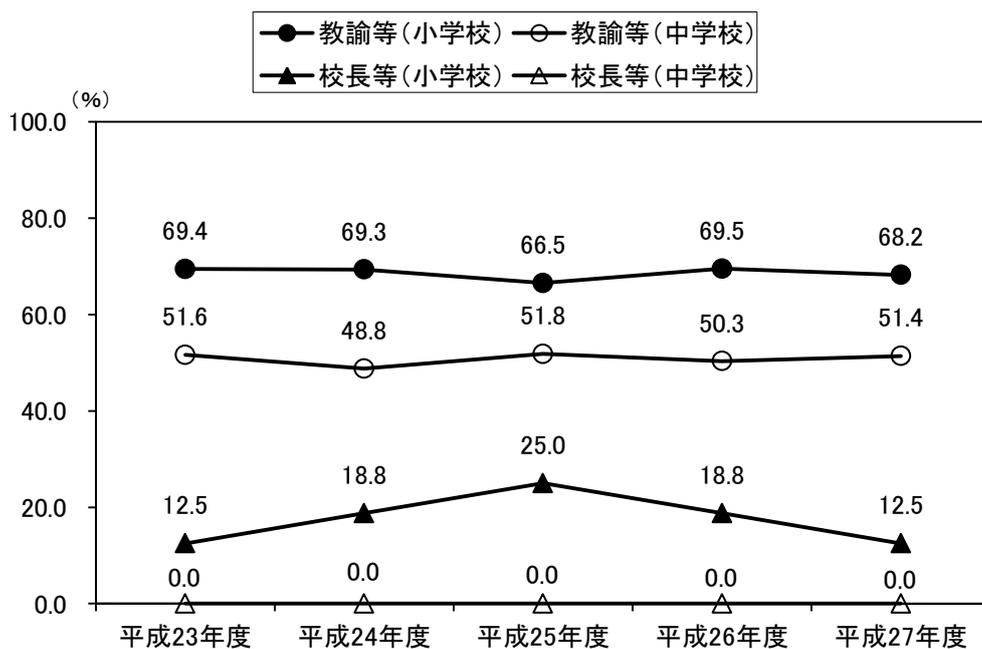
資料：人権市民協働課

市職員役職別の女性職員の割合



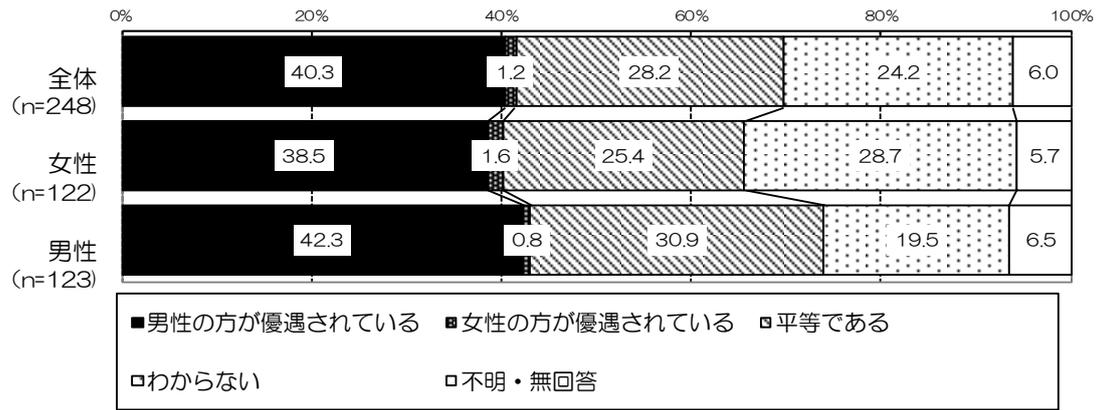
資料：人権市民協働課（平成27年度）

小・中学校における女性職員の割合の推移



資料：人権市民協働課

管理職への登用における平等感



資料：「泉大津市男女共同参画に関するアンケート調査」（平成 27 年実施）

課題4 DV やセクシュアル・ハラスメントなどについて

DVの相談等件数について、平成25年に大阪府内の配偶者暴力相談支援センターで受けた相談件数は6,650件であり、平成18年度以降増加傾向にあります。また、大阪府警察相談窓口寄せられた相談等件数は5,844件で、10年間で急増しています。

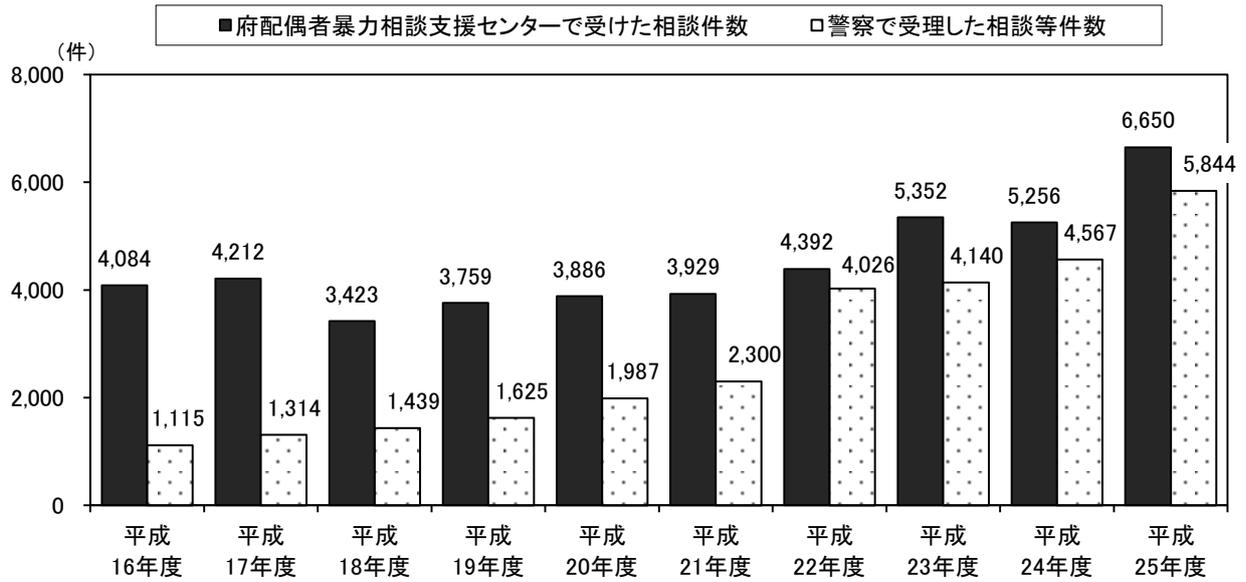
アンケート調査で、交際相手や配偶者等から、なぐったり、けったりするなどの身体に対する暴行を受けた経験について尋ねたところ、『あった』（「何度もあった」と「1・2度あった」の合計）と回答した人の割合は女性で21.3%、男性で8.2%、暴言や脅すなどの精神的な嫌がらせを受けた経験について尋ねたところ、『あった』と回答した人の割合は女性で24.7%、男性で16.4%となっています。さらに、『あった』と回答した人のうち、女性で36.0%、男性で52.9%の人が、『どこ（だれ）にも相談しなかった』と回答しており、被害をひとりで抱え込んでいる可能性があります。

また、最近3年の間に、「セクシュアル・ハラスメント」を受けた、あるいは、見聞きしたことがあるかについて尋ねたところ、男女とも約1割の人が『ある』（「受けたことがある」と「見聞きしたことがある」の合計）と回答しています。

一方、DV防止法を知っているかについて尋ねたところ、『内容も知っている』と回答した人の割合は全体で31.1%と、平成23年調査に比べて減少しています。また、交際相手や配偶者等からの暴力（なぐる、ける、無視するなどの身体的、心理的な暴力）について、相談窓口としてどのようなものを知っているかについて尋ねたところ、『1つも知らない』と回答した人の割合は、女性で17.8%、男性で10.4%と、平成23年調査に比べて男性は減少しているものの、女性は微増している状況です。今後さらに、様々な機会を通じて、DV防止法や相談窓口などの積極的な周知を図っていく必要があります。

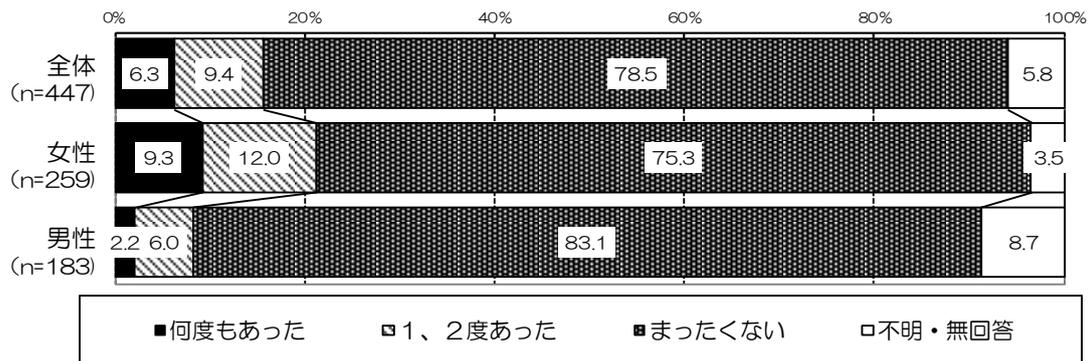
交際相手や配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪など女性に対する暴力をなくすために必要なことについて尋ねたところ、男女とも『犯罪の取り締まりを強化する』と回答した人の割合が最も高く、女性では『被害者のための相談窓口や保護施設を充実させる』、男性では『法律・制度の制定や見直しを行う』がつづいています。被害者が相談しやすい体制づくりや関係機関との連携の強化を進めていくことにより、被害者に対する効果的な支援の充実を図ることが必要です。

DVの相談等件数の推移



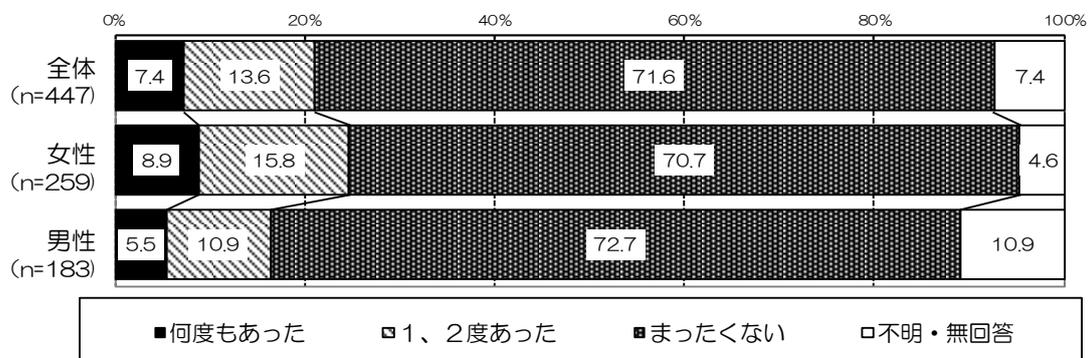
資料：大阪府男女参画・府民協働課「大阪府の男女共同参画の現状と施策」（平成26年度版）

交際相手や配偶者等から、なぐったり、けったりするなどの身体に対する暴力を受けた経験



資料：「泉大津市男女共同参画に関するアンケート調査」（平成27年実施）

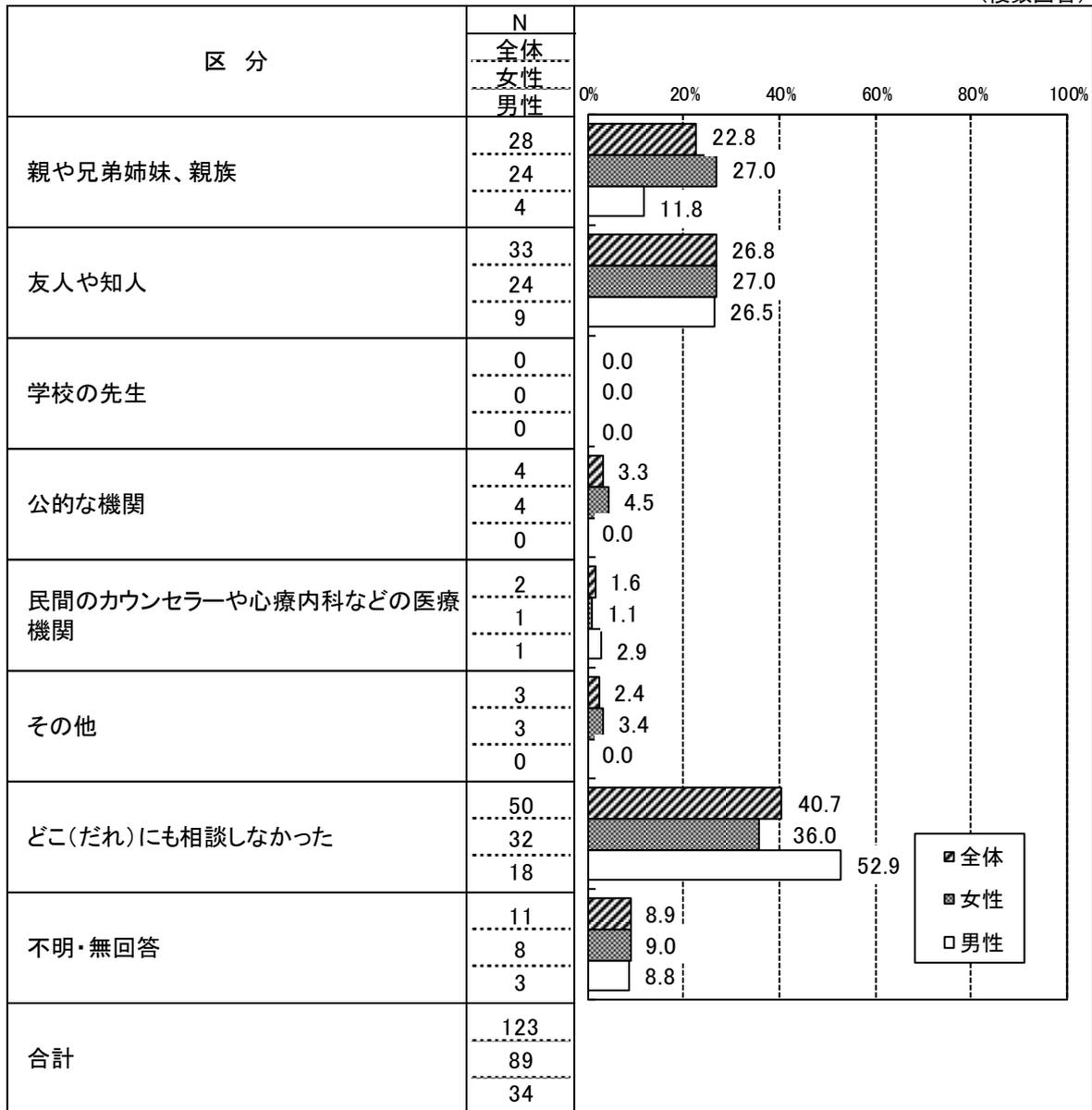
交際相手や配偶者等から、暴言や脅すなどの精神的な嫌がらせを受けた経験



資料：「泉大津市男女共同参画に関するアンケート調査」（平成27年実施）

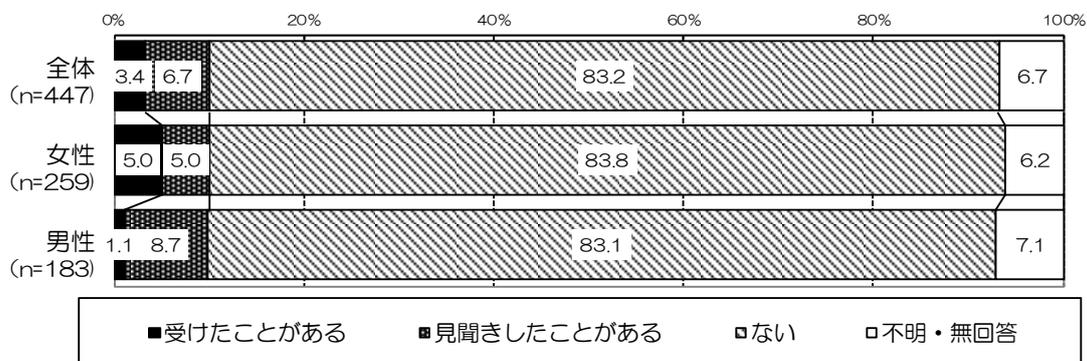
誰かに打ち明けたり、相談したりしたかについて

(複数回答)



資料：「泉大津市男女共同参画に関するアンケート調査」(平成 27 年実施)

最近3年の間に「セクシュアル・ハラスメント」を受けた、あるいは、見聞きした状況



資料：「泉大津市男女共同参画に関するアンケート調査」(平成 27 年実施)

D V 防止法の認知度

単位：%

	全体(n=447)				女性(n=259)				男性(n=183)			
	内容も知っている	とがある 言葉を見聞きしたこ	全く知らない	不明・無回答	内容も知っている	とがある 言葉を見聞きしたこ	全く知らない	不明・無回答	内容も知っている	とがある 言葉を見聞きしたこ	全く知らない	不明・無回答
平成 27 年	31.1	50.8	9.8	8.3	31.7	51.0	10.8	6.6	30.6	50.3	8.7	10.4
平成 23 年	40.1	46.9	9.0	4.0	43.4	46.2	10.4	0.0	35.2	47.9	7.0	9.9

資料：「泉大津市男女共同参画に関するアンケート調査」（平成 27 年実施）

交際相手や配偶者等からの暴力についての相談窓口の認知状況

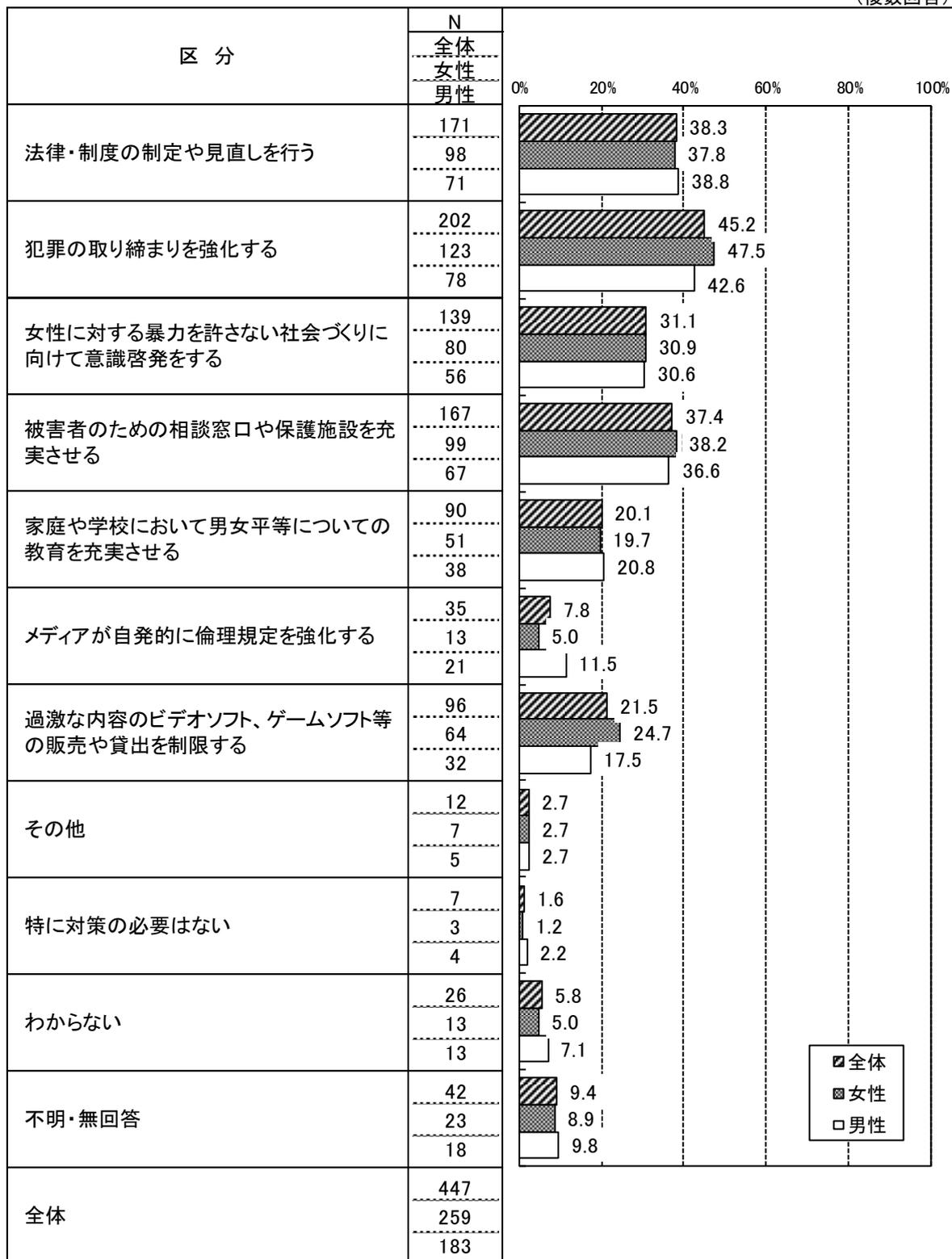
単位：%

		センターなど	女性のための総合的施設（男女共同参画センター、女性センターなど）	配偶者暴力相談支援センター（女性相談センターなど）	警察	法務局、人権擁護委員	市町村など役所の相談窓口	上記以外の公的な機関	民間の専門家や専門機関（弁護士・弁護士会・カウンセラー・カウンセリング機関、民間シェルターなど）	その他	1つも知らない	不明・無回答
		平成 27 年	全体(n=447)	14.1	11.9	60.6	6.3	30.4	1.8	25.3	0.9	14.5
	女性(n=259)	14.3	14.3	54.8	3.9	26.3	1.2	27.0	1.5	17.8	13.1	
	男性(n=183)	14.2	8.7	68.3	9.8	36.1	2.2	22.4	0.0	10.4	14.2	
平成 23 年	全体(n=177)	18.6	12.4	52.0	6.2	26.0	1.1	18.6	0.0	15.8	15.8	
	女性(n=106)	19.8	16.0	47.2	3.8	26.4	0.0	18.9	0.0	16.0	15.1	
	男性(n=71)	16.9	7.0	59.2	9.9	25.4	2.8	18.3	0.0	15.5	16.9	

資料：「泉大津市男女共同参画に関するアンケート調査」（平成 23 年・27 年実施）

女性に対する暴力をなくすために必要なこと

(複数回答)



資料：「泉大津市男女共同参画に関するアンケート調査」（平成 27 年実施）

課題5 だれもが安全・安心に暮らせる社会について

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きることは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提といえます。特に、女性は妊娠や出産など、生涯を通じて男女で異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点で取り組みを行っていくことが重要です。

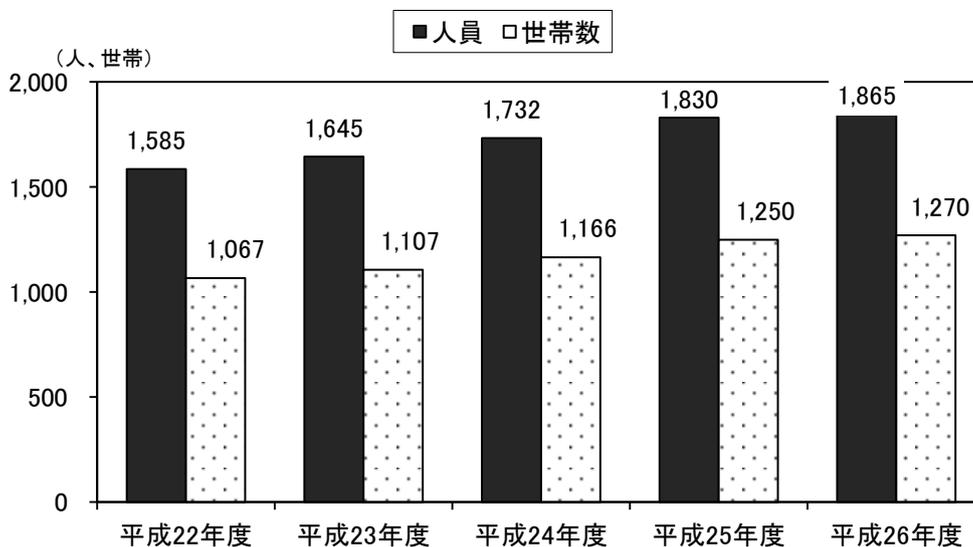
子育て支援においては、核家族の増加や人間関係の希薄化、また、児童虐待や生活困窮家庭の増加などに伴い、地域全体で子育て支援が求められています。

また、ひとり親など、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中で、貧困などの生活上の困難に対応するとともに、その防止のための取り組みを行っていくことが重要です。本市の母子世帯の割合は、大阪府や全国と比べて高い状況にあり、また、生活保護受給世帯・人員についても増加の一途をたどっていることなどから、切れ目のない支援を行っていく必要があります。

女性は男性よりも平均的に長寿であり、高齢者人口に占める女性の割合は高いため、高齢者施策の影響は女性の方が強く受けます。また、障害があることなどに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合には、人権尊重の観点からの配慮が必要です。

子どもから高齢者までだれもが安心して暮らせる地域社会を築くためには、地域の課題をより理解している住民が主体的に関わる必要があります。また、防災活動における男女共同参画の推進など、様々な分野において男女共同参画の視点を取り入れていくことが求められています。

生活保護受給世帯・人員の推移



資料：泉大津市健康福祉部生活福祉課

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

本市では、豊かで活力のある泉大津市を築くため、男女が支えあい、社会のあらゆる分野に参画し、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会の実現をめざし、平成20年に「泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例」を制定しました。

本計画は、条例で定める7つの基本理念に基づき、市民一人ひとりが性別に関わらず、仕事や子育て、家事、介護など、あらゆる場面で男女が互いを尊重し、ともに責任を担い、協力しあうことで、誰もが能力と個性を發揮できる社会をめざし、以下の基本理念を掲げます。

**人権が尊重され、
誰もが能力と個性を發揮できる社会の実現**

2. 計画の基本方向

基本理念に掲げる社会の実現をめざし、本市における5つの課題を踏まえ、次の5つを基本方向として定めます。

課題1

基本方向1 男女共同参画社会実現のための意識づくり

課題2

基本方向2 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

課題3

基本方向3 意思決定の場における男女共同参画の推進

課題4

基本方向4 あらゆる暴力の根絶

課題5

基本方向5 安全・安心な暮らしの基盤づくり

3. 計画の施策体系

基本方向1 男女共同参画社会実現のための意識づくり

施策1 男女共同参画に関する理解の促進

- ①男女共同参画に関する調査・研究と情報の提供
- ②男女共同参画に関する啓発活動の推進
- ③男女共同参画に関する学習機会の提供
- ④だれもが学習機会を利用することができる環境づくり

施策2 学校等における男女共同参画の推進

- ①学校・幼稚園・保育所等における男女平等教育の推進
- ②多様な選択が可能な進路指導の充実
- ③教職員・保育関係者に対する男女平等教育に関する理解の促進
- ④保護者に対する男女共同参画の働きかけ

施策3 男女共同参画に関する男性の理解の促進

- ①男性に対する理解の促進
- ②男性に講座等に積極的に参加してもらうための働きかけ

基本方向2 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

施策1 雇用の場における男女共同参画の推進

- ①事業所に対する男女共同参画に関する啓発と関連法令等の周知
- ②事業所に対する男女共同参画に関するセミナー等の実施
- ③事業所に対する男女共同参画に関する積極的な取り組みへの働きかけ

施策2 女性の就業機会の拡大

- ①女性の就業支援
- ②市職員の男女の均等な採用の促進

施策3 仕事と生活の調和

- ①仕事と家事・子育て等の両立支援
- ②仕事と介護の両立支援
- ③市職員・教職員の仕事と生活の両立支援

施策4 多様な働き方を可能にするための支援

- ①女性の起業に向けた支援
- ②NPO等の活動支援

基本方向3 意思決定の場における男女共同参画の推進

施策1 政策・方針決定の場への女性の参画の促進

- ①審議会等への女性の参画の促進
- ②市職員・教職員管理職への女性の登用の促進
- ③地域における方針決定の場への女性の参画の促進
- ④事業所における女性の管理職等への登用の働きかけ

基本方向4 あらゆる暴力の根絶

施策1 DV防止対策の推進

- ①女性に対する暴力防止に向けた取り組みの推進
- ②相談体制の整備・充実
- ③関係機関との連携の強化
- ④被害者の自立のための支援

施策2 セクシュアル・ハラスメント対策の推進

- ①雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント対策
- ②市職員・教職員へのセクシュアル・ハラスメント対策

基本方向5 安全・安心な暮らしの基盤づくり

施策1 生涯にわたる心とからだの健康保持

- ①健康対策の推進
- ②性に関する知識の普及と相談体制の整備
- ③妊娠・出産に関する健康支援

施策2 安心して子どもを育てることができるまちづくりの推進

- ①子育て家庭への支援の充実
- ②児童虐待等への対策

施策3 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援

- ①ひとり親家庭への支援体制の充実
- ②生活に困難を抱える女性等への支援
- ③貧困の連鎖を断つための支援

施策4 高齢者・障がい者等が安心して暮らせるまちづくりの推進

- ①高齢者・障がい者等が安心して暮らすための支援の充実
- ②高齢者・障がい者虐待への対策

施策5 地域における男女共同参画の推進

- ①地域活動に参加することができる環境づくり
- ②地域活動への男女の参画の促進
- ③地域活動を行おうとする個人・団体への支援

施策6 防災・災害対策における男女共同参画の推進

- ①防災の分野での女性の参画の拡大
- ②男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の推進

4. 計画の重点項目の設定

本計画では、5つの基本方向に基づいて様々な施策を推進していきますが、特に重点的に取り組んでいくものとして、以下の3つの重点項目を設定します。

重点項目① 子育て世帯に対する男女共同参画の推進

仕事と生活の調和の実現や、女性の就業率においてみられる M 字カーブ問題の解消など、男女共同参画を推進する上で重要な課題は、子育て世帯を主な対象としているため、子育て世帯に対する男女共同参画の推進を重点的に行っていきます。また、生活に不安や悩みを抱えている家庭や、その子どもに対する支援を充実させていきます。

重点項目② 男性に対する男女共同参画の理解の促進

本市において特に男性に、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識が強いことや、女性の社会進出が進んでいる中で、いまだ家事・子育て等における女性の負担が大きいことから、男性の意識改革を図り、家事・子育て等への積極的な参画を進めていく必要があるため、男性に対する男女共同参画の理解の促進を重点的に行っていきます。

重点項目③ 事業所に対する男女共同参画への働きかけ

雇用の場における男女の均等な機会及び待遇の確保、女性の管理職等への登用の促進や、仕事と生活の調和を実現するためには、就労環境を改善していく必要があることから、事業所に対する男女共同参画への働きかけを重点的に行っていきます。

第4章 施策の内容

基本方向 1 男女共同参画社会実現のための意識づくり

方 向

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現していくことが重要です。そのためには、市民一人ひとりが男女共同参画社会の実現を意識し、行動していくことが必要であるとともに、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識や性差に対する偏見などを解消していくことが必要です。

あらゆる世代の人々に対して、男女共同参画に対する理解を深め、意識を高めるため、様々な媒体や機会を通じて情報の提供や広報・啓発活動を積極的に展開していくとともに、男女共同参画に関する学習機会の提供や、学校等における男女平等教育などを推進します。

計画推進の指標

指標名	現状値	目標値
家庭生活や職場、学校、地域において、男女が平等であると思う市民の割合（※）	61.3% (H26)	75% (H36)
「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「そう思わない」と答えた人の割合	女性 55.6% 男性 45.4% (H27)	女性 60% 男性 55% (H37)
社会の慣習やしきたりにおける平等感について、「平等である」と答えた人の割合	12.8% (H27)	15% (H37)

（※）第4次泉大津市総合計画中、基本施策「男女共同参画」における成果指標を参照

施策

1) 男女共同参画に関する理解の促進

男女共同参画に関する情報の提供や広報・啓発活動を積極的に展開していくとともに、だれもが利用することができるよう日程等に配慮した上で、学習機会の提供を行います。

施策内容	取り組み内容	担当課
男女共同参画に関する調査・研究と情報の提供	男女共同参画に関する様々な情報を収集するとともに、調査・研究を行います。	人権市民協働課
	男女共同参画に関わりの深い図書・ビデオ等を購入し、貸し出しを行います。	図書館 にんじんサロン
	男女共同参画に関する様々な情報を、広報やパンフレット配布等を通じて周知・啓発します。	人権市民協働課
男女共同参画に関する啓発活動の推進	男女共同参画に関する冊子・啓発紙等を作成し、市民、職員その他関係者に配布します。	人権市民協働課
	市の刊行物、市庁舎内・関係施設に提示するポスター等が男女共同参画の視点から性差別を助長するような表現が使われていないか等について点検を行います。	人権市民協働課 総務課
	市職員が男女共同参画の視点から表現を点検することができる体制を充実させます。	人権市民協働課
	市職員に対し、男女共同参画に関する研修を実施します。	人権市民協働課 人事課
男女共同参画に関する学習機会の提供	男女共同参画に関するセミナー等を実施することにより、市民に対し学習機会を提供します。	にんじんサロン
	地域において男女共同参画に関する学習機会の提供に努めます。	人権市民協働課
	にんじんサロンまつりやフォーラム in 泉大津等の男女共同参画に関するイベントを開催します。	人権市民協働課 にんじんサロン
	【重点項目①関係】 子育て世帯に対しての学習機会の提供に重点をおいた取り組みを充実します。	人権市民協働課 にんじんサロン
	【重点項目①関係】 市が実施する男女共同参画に関する学習機会への参加を呼びかけます。	人権市民協働課 にんじんサロン 生涯学習課
だれもが学習機会を利用することができる環境づくり	働いている人が学習機会を利用することができるよう、各種講座等を休日に開催するなどの配慮をします。	人権市民協働課 生涯学習課
	【重点項目①関係】 子どもを持つ人が各種講座等に参加することができるよう、一時保育付きの講座等を充実させます。	人権市民協働課 関係課

2) 学校等における男女共同参画の推進

次世代を担う子どもたちが、性別に関わりなく、能力と個性を伸ばしていくことができるよう、教育・保育の現場において、男女平等教育や多様な選択が可能な進路指導を実施していくとともに、教職員や保育関係者への研修の充実と、保護者への意識を高めるための働きかけを進めていきます。

施策内容	取り組み内容	担当課
学校・幼稚園・保育所等における男女平等教育の推進	教育・保育のあらゆる場において、人権尊重・男女平等の視点で教育内容や教材等を点検し充実を図ります。	こども未来課 指導課
多様な選択が可能な進路指導の充実	多様な生き方、価値観のはぐくみと個性の伸長をめざし、発達段階に応じたキャリア教育を系統的に行います。	指導課
教職員・保育関係者に対する男女平等教育に関する理解の促進	教職員・保育関係者に対し、男女平等教育に関する研修や講座に参加させ、理解を促進します。	こども未来課 指導課
	教職員・保育関係者に対する男女平等教育推進のための研修等を実施します。	指導課
保護者に対する男女共同参画の働きかけ	保護者に対して、男女平等教育の更なる意識向上を図るため、情報提供や研修等の開催・ポスター掲示等を通じて、周知・啓発を行います。	こども未来課 指導課 生涯学習課

3) 男女共同参画に関する男性の理解の促進

固定的な性別役割分担意識や性差に対する偏見について、特に男性に強くみられることから、意識啓発や学習機会の提供を通じ、男性の家事や子育て等への参画を進めるとともに、男女共同参画に関する理解の促進を図ります。

施策内容	取り組み内容	担当課
男性に対する理解の促進	【重点項目②関係】 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進するための学習機会を提供します。	にんじんサロン
	【重点項目②関係】 男性の子育てや家事などを支援する講座や教室などを、日程等に配慮して実施します。	にんじんサロン こども未来課 健康推進課 生涯学習課
男性に講座等に積極的に参加してもらうための働きかけ	【重点項目②関係】 家族等周囲から男性に対して参加を促してもらうよう協力を依頼します。	人権市民協働課 にんじんサロン

基本方向 2 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

方 向

就業は生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものでもあるため、働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる社会をつくっていくことは重要な意義を持ちます。

働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるようにするとともに、誰もが自分の望むライフスタイルを実現させることができる社会づくりを進めていくため、事業所に対して男女共同参画の推進の働きかけを行っていくとともに、女性の就業支援の充実、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、多様で柔軟な働き方への支援などに取り組んでいきます。

計画推進の指標

指標名	現状値	目標値
雇用の機会や職業の選択における平等感について、「平等である」と答えた人の割合	19.5% (H27)	25% (H37)
賃金や待遇における平等感について、「平等である」と答えた人の割合	13.9% (H27)	20% (H37)
家庭生活における平等感について、「平等である」と答えた人の割合	28.9% (H27)	40% (H37)
「育児休業を取った、あるいは、今とっている」と答えた就学前児童の父親の割合（※）	4.7% (H25)	10% (H35)

（※）次世代育成支援を進めるためのアンケート調査（平成 25 年実施）参照

施策

1) 雇用の場における男女共同参画の推進

雇用の場における男女の均等な機会と待遇が確保されるよう、事業所に対して男女共同参画に関する啓発や関連法令等の周知、積極的な取り組みへの働きかけを進めていきます。

施策内容	取り組み内容	担当課
事業所に対する男女共同参画に関する啓発と関連法令等の周知	事業所に対し、研修等の周知や市広報・啓発冊子等による情報提供を通じて、男女共同参画の取り組みを促す啓発を行うとともに、関連法令等の周知を行います。	人権市民協働課 地域経済課 労働政策担当
事業所に対する男女共同参画に関するセミナー等の実施	【重点項目③関係】 事業所を対象とした男女共同参画に関するセミナー等を実施します。	人権市民協働課 地域経済課 労働政策担当
事業所に対する男女共同参画に関する積極的な取り組みへの働きかけ	【重点項目③関係】 女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定が努力義務である事業所（労働者数が300人以下）に対して、策定を働きかけます。	人権市民協働課 地域経済課 労働政策担当
	【重点項目③関係】 男女共同参画に関する取り組みを積極的に行う事業所を市広報などで紹介します。	人権市民協働課 秘書広報課

2) 女性の就業機会の拡大

性別にかかわらずだれもがその能力を十分に発揮し活躍することができるよう、就労に関する情報の提供等、女性の就業を支援するとともに、男女の均等な採用を促進します。

施策内容	取り組み内容	担当課
女性の就業支援	就労に関する情報の収集・提供を行います。	地域経済課 労働政策担当
	関係機関と連携して、技術取得や能力開発のための講座等の情報提供を行います。	地域経済課 労働政策担当
	パートタイム・派遣労働者、家内労働者などが抱える問題についての相談体制の充実を図ります。	地域経済課 労働政策担当
	情報提供等により、事業所における男女の均等な採用を促進します。	地域経済課 労働政策担当
	求職者が就職先を検討する上で、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の情報を取得することができるよう、周知を図ります。	人権市民協働課
市職員の男女の均等な採用の促進	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を策定し、市職員の男女の均等な採用を促進します。	人事課 市立病院

3) 仕事と生活の調和

仕事と家事・子育てや介護等との両立を支援するため、各種制度の充実や周知、育児休業等の取得促進を進めるとともに、子育てを支援する教室等を開催します。

施策内容	取り組み内容	担当課
仕事と家事・子育て等の両立支援	保育所・学童等における保育サービスの充実を図るとともに、周知を図ります。	こども未来課 生涯学習課
	仕事と生活の両立に対する理解の促進を図るとともに、育児休業の取得促進に向けた情報提供の充実を図ります。	人権市民協働課 健康推進課 地域経済課 労働政策担当
	子育てを支援する教室等を開催するとともに、周知を図ります。	こども未来課 健康推進課 生涯学習課 市立病院

施策内容	取り組み内容	担当課
仕事と介護の両立支援	介護保険サービス、障がい福祉サービスの充実を図るとともに、周知を行います。	高齢介護課 障がい福祉課
	介護休業の取得促進に向けた情報提供の充実を図ります。	人権市民協働課 地域経済課 労働政策担当
市職員・教職員の仕事と生活の両立支援	男性職員・男性教職員が育児休業を取得できる環境づくりに努めます。	人事課 指導課
	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を策定し、市職員の仕事と生活の両立支援を推進します。	人事課 指導課

4) 多様な働き方を可能にするための支援

多様な生き方、働き方があることを前提に、その選択において能力を十分に発揮することができるよう、起業やNPO等の活動の支援を行います。

施策内容	取り組み内容	担当課
女性の起業に向けた支援	起業セミナー開催のサポートや、融資制度等の情報提供を行い、女性起業家に対する支援の充実を図ります。	地域経済課
NPO等の活動支援	NPO活動のための技術指導、情報提供を行うとともに、活動支援を行います。	人権市民協働課

基本方向3 意思決定の場における男女共同参画の推進

方向

女性の活躍が進むことは、女性だけでなく、男女がともに暮らしやすい社会の実現につながります。また、男女共同参画社会の形成を図るためには、男女それぞれの意見が反映されるよう、行政や職場、地域などあらゆる分野で、男女がともに、その活動の意思決定過程に参画していくことが重要です。

そのため、あらゆる分野において、意思決定の場における男女共同参画の推進に取り組みます。

計画推進の指標

指標名	現状値	目標値
審議会等委員の女性割合（※）	30.4% (H27)	40% (H36)
女性委員のいない審議会等の割合	14.3% (H27)	0% (H37)
市職員の課長級以上における女性の割合	15.8% (H27)	30% (H37)

（※）第4次泉大津市総合計画中、基本施策「男女共同参画」における成果指標を参照

施 策

1) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進

政策・方針決定の場において、男女それぞれの意見が反映されるよう、市が設置する審議会等の委員や地域団体の役員への女性の参画を促進していきます。また、市における女性職員の管理職への登用を促進するとともに、事業所に対して女性の管理職等への登用を働きかけていきます。

施策内容	取り組み内容	担当課
審議会等への女性の参画の促進	審議会や委員会における女性委員の割合について、目標値達成に向けた働きかけを行うとともに、女性委員ゼロの審議会等の解消をめざします。	人権市民協働課
市職員・教職員管理職への女性の登用の促進	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を策定し、女性職員の管理職への登用を促進します。	人事課 指導課 市立病院
地域における方針決定の場への女性の参画の促進	自治会の会長や各種地域団体の役員への女性の選出について働きかけます。	人権市民協働課 関係課
事業所における女性の管理職等への登用の働きかけ	商工会議所や事業所人権協議会と連携し、女性職員の管理職等への登用を働きかけます。	人権市民協働課 地域経済課 労働政策担当

基本方向 4 あらゆる暴力の根絶

方 向

配偶者等からの暴力や、セクシュアル・ハラスメントなどは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。こうした暴力の被害者の多くは女性であり、その予防と被害からの回復のための取り組みを推進していくことは、男女共同参画社会を形成していく上で重要な課題です。

暴力を生まないための啓発や予防教育、DV防止法等の関連法令等の周知徹底に努めるとともに、相談体制の充実や関係機関との連携体制の強化などに取り組みます。また、職場でのセクシュアル・ハラスメント対策を推進します。

計画推進の指標

指標名	現状値	目標値
DV防止法の認知度（内容も知っている人の割合）	31.1% (H27)	50% (H37)
交際相手や配偶者等からの暴力についての相談窓口を「1つも知らない」と答えた人の割合	14.5% (H27)	0% (H37)
DVを受けた際に、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と答えた人の割合	40.7% (H27)	20% (H37)

施策

1) DV 防止対策の推進

女性への暴力は家庭や個人の問題だけでなく、社会的な問題として認識し、情報提供や啓発活動、予防教育などの取り組みを推進していきます。また、被害者が安心して救済を求めることができるよう、相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携強化、自立のための支援を行います。

施策内容	取り組み内容	担当課
女性に対する暴力防止に向けた取り組みの推進	市内におけるDVの現状と課題の把握に努めます。	人権市民協働課
	DV防止法等の法律・制度の周知を図ります。	人権市民協働課
	DV防止のための啓発を行うとともに、講座等を実施します。	人権市民協働課
	デートDVの防止に向けて、学校等で理解を深めるための講座等を実施します。	人権市民協働課 指導課
	犯罪等の未然防止に関する活動など、安全・安心のまちづくりの推進に努めます。	人権市民協働課
	ポルノ雑誌の販売について点検します。	生涯学習課
	市職員に対して、DVに関する理解を深めるための研修等を実施します。	人権市民協働課 人事課
相談体制の整備・充実	DVに関する相談窓口の周知を図ります。	人権市民協働課
	被害者からの相談等に適切に対応できるよう、対応マニュアル等の整備を進めます。	人権市民協働課
	専門的な知識を持った相談員（フェミニスト・カウンセラー）を配置した相談窓口の充実を図ります。	にんじんサロン
	相談窓口職員の資質の向上のために、様々な研修等へ参加させ、理解を深めます。	人権市民協働課 秘書広報課
関係機関との連携の強化	被害者の保護と支援を推進するため、庁内の関係課との連携を図るとともに、配偶者暴力防止支援センター、警察等の関係機関と連携・協力します。	人権市民協働課 関係課
被害者の自立のための支援	被害者の状況を把握した上で、自立のための支援を行います。	人権市民協働課
	経済的に困窮する被害者に対して、生活保護制度や、生活困窮者自立支援事業による支援を行います。	生活福祉課

2) セクシュアル・ハラスメント対策の推進

雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント対策に取り組みます。

施策内容	取り組み内容	担当課
雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント対策	事業所に対してセクシュアル・ハラスメント対策に取り組むよう働きかけます。	地域経済課 労働政策担当
市職員・教職員へのセクシュアル・ハラスメント対策	庁内や教育の場などにおけるセクシュアル・ハラスメントの防止に努めます。	人事課 指導課 市立病院

基本方向5 安全・安心な暮らしの基盤づくり

方 向

生涯を通じて心とからだの健康を保持し、子どもから高齢者までだれもが安心して暮らせる環境を整備することは、男女共同参画社会の基盤となるものです。男女は異なる健康上の問題に直面することに留意し、生涯にわたる健康対策を推進するとともに、子育て家庭、ひとり親家庭、高齢者や障がい者等が安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。

また、地域活動においても、さまざまな市民が主体的に参画することができるよう、男女共同参画を推進していくとともに、防災体制の推進を図るため、男女共同参画の視点に立った防災・災害対策を進めていきます。

施 策

1) 生涯にわたる心とからだの健康保持

生涯にわたる心とからだの健康を保持するため、健康対策の推進を図るとともに、性に関する知識の普及と相談体制の整備、妊娠・出産に関する健康支援を充実します。

施策内容	取り組み内容	担当課
健康対策の推進	自己の健康管理を促進するため、健康づくりに関する講座等を開催するなど、健康に関する正しい知識の普及を図るとともに、各種健康診査体制や相談体制の整備を図ります。	健康推進課 市立病院
	食に対する意識の向上、知識の普及、啓発等を推進するとともに、生活習慣病予防対策を行います。	健康推進課 こども未来課 環境課 教育総務課 指導課
	健康診査や運動・スポーツ等の健康づくり事業の推進を図ります。	生涯学習課 健康推進課
性に関する知識の普及と相談体制の整備	心のつながりや命の尊厳を重視した性に関する指導を実施します。	指導課 市立病院
	思春期における心とからだの問題や、性の悩みについて、学校において相談体制を整備します。	指導課
	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する知識の浸透を図ります。	人権市民協働課
妊娠・出産に関する健康支援	妊婦健康診査の助成を充実させるとともに、マタニティマークの配布等、母性保護に努めます。	健康推進課

2) 安心して子どもを育てることができるまちづくりの推進

地域で安心して子育てすることができるよう、子育て家庭への支援を充実させるとともに、児童虐待等に対して、早期発見・対応や相談窓口の充実を図ります。

施策内容	取り組み内容	担当課
子育て家庭への支援の充実	「いずみおおつ子ども未来プラン」に基づき、保育所・幼稚園等における保育・教育サービスの充実を図ります。	こども未来課
	こども会活動、登下校時の見守り等の防犯活動など、地域における子育て支援活動を支援します。	人権市民協働課 生涯学習課
	公共施設などに、おむつ交換や授乳をすることができる場の設置を促進します。	こども未来課
	親子で集まることのできる場の充実を図るとともに、子育てについて相談できる機会を提供します。	こども未来課 健康推進課
	子育てサークルの活動を支援します。	こども未来課 生涯学習課
児童虐待等への対策	児童虐待の早期発見・対応に努めるとともに、相談窓口の充実を図ります。	こども未来課 指導課 健康推進課 市立病院 人権市民協働課

3) 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援

ひとり親家庭など、生活上の困難に陥りやすい女性等が安心して暮らせる環境を整備するため、支援体制の充実を図るとともに、貧困の連鎖を断つための取り組みを実施します。

施策内容	取り組み内容	担当課
ひとり親家庭への支援体制の充実	経済的に不安定なひとり親家庭の自立を支援するため、手当の支給などにより生活の安定を図るとともに、子育てに関連する経済的な支援を展開し、安心して親子が生活することのできる環境づくりを推進します。	こども未来課
	ひとり親家庭の実情を把握し、必要な情報の提供を行うとともに、ひとり親家庭の自立を促進するための支援を行います。	こども未来課
生活に困難を抱える女性等への支援	生活困窮者自立支援制度に基づく相談窓口を設置し、一人ひとりの状況に応じた支援プランを作成し、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行います。	生活福祉課
貧困の連鎖を断つための支援	生活困窮者自立支援制度に基づく学習支援を行います。	生活福祉課
	【重点項目①関係】 生活に不安や悩みを抱えている家庭の子どもの居場所づくりを推進します。	こども未来課 関係課

4) 高齢者・障がい者等が安心して暮らせるまちづくりの推進

高齢者・障がい者等が安心して暮らすための支援の充実と虐待に対する対策を進めます。

施策内容	取り組み内容	担当課
高齢者・障がい者等が安心して暮らすための支援の充実	介護を必要とする人が適切なサービスを受けられるよう、各種制度についての周知、相談体制の充実を図るとともに、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、自立への支援を行います。	高齢介護課 障がい福祉課
高齢者・障がい者虐待への対策	被害者からの相談を受け付け、必要に応じて各種関係機関と連携し問題解決に取り組みます。	高齢介護課 障がい福祉課

5) 地域における男女共同参画の推進

地域活動が性別や年齢等により役割が固定化することがないように、地域活動に男女とも様々な年齢層の参画を促進し、地域活動における男女共同参画の推進を図ります。

施策内容	取り組み内容	担当課
地域活動に参加することができる環境づくり	子どもを持つ人が、地域活動に参加することができるよう、一時保育等の保育サービスの充実を図るとともに、周知を行います。	こども未来課
	高齢者・障がい者を介護する人が、地域活動に参加することができるよう、介護保険サービス、障がい福祉サービスの充実を図るとともに、周知を行います。	高齢介護課 障がい福祉課
地域活動への男女の参画の促進	地域活動への様々な年齢層における男女の参画を促進します。	人権市民協働課 生涯学習課 関係課
	地域で中心となって活動する人材を養成する講座等を実施します。	人権市民協働課 にんじんサロン
	地域活動やボランティア活動を支援するために各種情報を提供します。	人権市民協働課
地域活動を行おうとする個人・団体への支援	地域活動を行おうとする個人・団体に対して、活動拠点の場所を提供し、必要に応じて助言・指導等を行うとともに、交流とネットワークづくりを支援します。	人権市民協働課 にんじんサロン 生涯学習課 関係課

6) 防災・災害対策における男女共同参画の推進

防災の分野での女性の参画を拡大するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を推進していきます。

施策内容	取り組み内容	担当課
防災の分野での女性の参画の拡大	防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画を拡大します。	危機管理課
男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の推進	男女のニーズの違いなど、男女双方の視点による防災・災害対策を推進します。	危機管理課

第5章 計画の推進

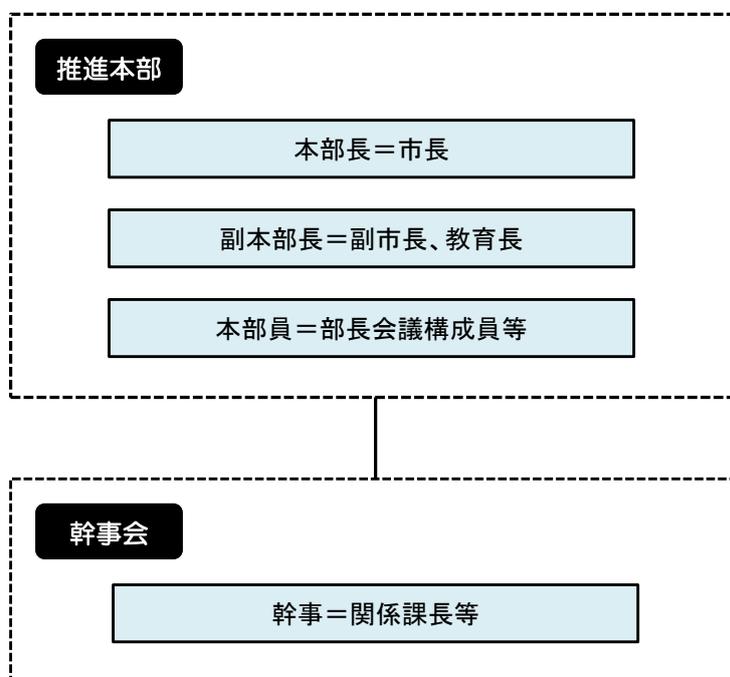
1. 計画の推進体制

1) 庁内推進体制の強化

男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいく施策については、あらゆる分野にわたっているため、横断的に取り組むことができるよう庁内の推進体制を整備し、総合的かつ計画的に施策を推進していくことが重要です。

本市において、施策を総合的に企画・調整し、効果的に推進していくために設置されている「男女共同参画推進本部」を中心に、関係部局との一層の連携強化を図ります。

泉大津市男女共同参画推進本部体系図



2) 拠点施設の整備・充実

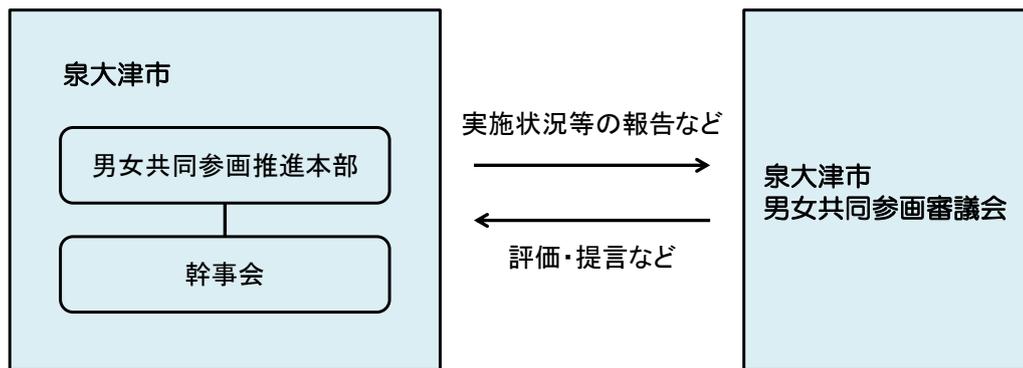
にんじんサロンは、本市において男女共同参画を推進するため、市民に向けてさまざまな事業を展開するための拠点施設です。現在、にんじんサロンでは、「学習事業」「交流事業」「登録グループ活動支援」「イベント」「女性相談」「情報収集・提供」といった事業などを実施しています。

にんじんサロンが、拠点施設として十分に機能するよう、市民が気軽に訪れることができる場として整備を進めていくとともに、実施する事業などについて積極的に周知を行っていきます。また、引き続き男女共同参画を推進するための事業を展開していくとともに、特に子育て世帯や男性に向けた事業の充実を図っていきます。

2. 計画の進行管理

本計画を着実に実行していくため、泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例第11条第5項の規定に基づき、庁内の関係各課が実施する施策の実施状況等について、毎年度報告書を作成し公表します。

また、学識経験者や公募に応じた者等から構成される「泉大津市男女共同参画審議会」を毎年度開催し、実施状況等の報告などを行うとともに、その評価と提言などを受け、今後の施策の取り組みに反映させていきます。



資料編